

農業経営基盤強化促進法等に係る税制上の優遇措置の適用に関する証明事務
の取扱いについて

〔平成6年1月25日付け6構改B第1号
農林水産省構造改善局長通知〕

最終改正 平成22年4月12日付け22経営第165号

「租税特別措置法の一部を改正する法律」（平成5年法律第10号）及び「地方税法の一部を改正する法律」（平成5年法律第4号）並びに「農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律」（平成5年法律第70号）の施行に伴い、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）の規定により土地又は土地の上に存する権利の所有権移転等を行う場合の所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税及び特別土地保有税について優遇措置が講じられた。

これらの優遇措置の適用を受けるために確定申告書（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第2条第1項第10号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。）又は確定申告書等（同条第2項第11号に規定する確定申告書等をいう。以下同じ。）に添付する書類の内容及び留意すべき事項は、下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村に対し周知願いたい。

なお、「農地保有合理化促進事業に係る税制上の優遇措置について」（昭和46年8月9日付け46農地B第1333号農林省農地局長通達）、「農用地利用増進法に係る税制上の優遇措置について」（昭和56年7月10日付け56構改B第980号農林水産省構造改善局長通達）、「新規就農者又は規模拡大農業者の農業用の機械等の割増償却制度の適用に関する証明事務の取扱いについて」（平成5年2月1日付け5構改B第23号農林水産省構造改善局長通達）及び「農業経営基盤強化促進法に係る税制上の優遇措置について（登録免許税法）」（平成5年8月5日付け5構改B第899号農林水産省構造改善局長通達）は、廃止する。

また、これらの件については、法務省民事局及び国税庁課税部と協議を了しているので申し添える。

記

第1 農地保有合理化事業及び農地利用集積円滑化事業に係る農地売買等事業

1 農地保有合理化法人等に土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例（所得の800万円特別控除）

(i) 個人が、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）又は農地利用集積円滑化団体（法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）（当該農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下「農地保有合理化法人等」という。以下同じ。）が一般社団法人又は一般財団法人である場合

には、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。第1の3を除き、以下同じ。）に対し、その行う農地売買等事業（法第4条第2項第1号又は同条第3項第1号口に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）のために、土地又は土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）を譲渡した場合の譲渡所得について、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第34条の3第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のアからウまでの書類を添付しなければならない（措置法第34条の3第3項、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「措置法令」という。）第22条の9第1項第1号、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「措置法規則」という。）第18条第4項第4号）。

ア 土地等の買入れをする農地保有合理化法人等の当該土地等をその者が実施する農地売買等事業のため買入れられたものである旨を証する書類（別紙様式第1号）

イ 当該土地等の買入れをする農地保有合理化法人等が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、都道府県知事又は市町村長の当該土地等の買入れをする者が措置法令第22条の9第1項第1号に規定する農地保有合理化法人等に該当する旨を証する書類（別紙様式第2号）

ウ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(7) 農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地（以下「農地」という。）若しくは採草放牧地（以下「採草放牧地」という。）又はこれらの土地の上に存する権利（以下第1の1及び第2の2の(3)において「農地等」という。）の譲渡をした場合 次のいずれかの書類

a 農業委員会の当該農地等に係る権利の移転につき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨を証する書類（農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条第1項に定める受理通知書又はその写しによるものとする。）

b 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画（以下「農用地利用集積計画」という。）の公告をした者（市町村）の当該農地等に係る権利の移転につき当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類（別紙様式第3号）

(イ) 開発して農地とすることが適当な土地若しくは農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第8条第2項第1号に規定する農業上の用途区分が同法第3条第4号に規定する農業用施設の用に供することとされている土地（農地を保全し、又は耕作の用に供するために必要なかんがい排水施設、溜池、排水路、又は農地の地すべり若しくは風害を防止するために直接必要な施設の用に供する土地を含む。）又はこれらの土地の上に存する権利（以下第1の1及び第2の2の(3)において「未墾地等」という。）の譲渡をした場合

- a 市町村長の当該土地等が農振法第8条第2項第1号の農用地区域として定められている区域（以下「農用地区域」という。）内にあり、かつ、未墾地等に該当するものである旨を証する書類（別紙様式第4号）
- b 未墾地等の買入れをする農地保有合理化法人等に対し、当該未墾地等の買入れを要請している地方公共団体の長の当該未墾地等の買入れにつき当該要請をしている旨を証する書類（当該未墾地等を買入れする者が農地保有合理化法人の場合は、「農地保有合理化法人による未墾地等の取得、管理及び売渡しについて」（昭和55年7月3日付け55構改B第868号農林水産省構造改善局長通知）第1の2の(2)に規定する農地保有合理化法人において取得すべき旨の申出文書又はその写しによるものとし、当該未墾地等を買入れする者が農地利用集積円滑化団体の場合は、これに準じた文書又はその写しによるものとする。）
- (2) 農地法第2条第3項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）が、農地保有合理化法人等に対し、土地等を譲渡した場合の所得又は連結所得（措置法第2条第2項第22号に規定する連結所得をいう。以下同じ。）について、措置法第65条の5第1項又は第68条の76第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等（措置法第2条第2項第27号の2に規定する連結確定申告書等をいう。以下同じ。）に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のアからウまでに準じた書類を添付しなければならない（措置法第65条の5第2項又は第68条の76第2項、措置令第39条の6第2項、措置法規則第22条の6第4項第4号又は第22条の68）。

2 法第13条の2第2項の協議（以下「買入協議」という。）に基づき農地保有合理化法人等に農用地を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例（所得の1,500万円特別控除）

- (1) 個人が、買入協議に基づき農地保有合理化法人等に法第4条第1項第1号に掲げる農用地（以下「農用地」という。）を譲渡した場合の譲渡所得について、措置法第34条の2第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のアからウまでの書類を添付しなければならない（措置法第34条の2第4項、措置法令第22条の8第33項、措置法規則第17条の2第1項第29号）
- ア 農用地の買入れをする農地保有合理化法人等の当該農用地をその者が買入協議に基づき買入れたものである旨を証する書類（別紙様式第5号）
- イ 市町村長の当該農用地が農用地区域内にあり、かつ、当該農用地の買入れにつき法第13条の2第2項の規定による通知をしたことを証する書類（別紙様式第6号）
- ウ 当該土地等の買入れをする農地保有合理化法人等が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、都道府県知事又は市町村長の当該土地等の買入れをする者が措置法令第22条の8第33項に規定する農地保有合理化法人等に該当する旨を証する書類（別紙様式第2号）

- (2) 法人が、買入協議に基づき農地保有合理化法人等に農用地を譲渡した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の4第1項又は第68条の75第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のアからウまでに準じた書類を添付しなければならない（措置法第65条の4第4項又は第68条の75第4項、措置令第39条の5第34項、措置法規則第22条の5第1項第29号又は第22条の67）。

第2 利用権設定等促進事業

1 農用地利用集積計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合の所得税及び法人税の課税の特例（所得の800万円特別控除）

- (1) 個人が、農用地利用集積計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合の譲渡所得について、措置法第34条の3第1項に規定する譲渡所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、当該適用を受けようとする年分の確定申告書にその旨を記載し、当該確定申告書に次のア及びイの書類（別紙様式第7号）を添付しなければならない（措置法第34条の3第3項、措置法規則第18条第4項第6号）。

ア 市町村長の当該土地等が農用地区域内にある旨を証する書類

イ 次のいずれかの書類

(7) 当該土地等に係る権利の移転につき農用地利用集積計画の公告をした者（市町村）の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

(4) 当該土地等に係る権利の移転が農用地利用集積計画の公告によるものであることを明らかにする表示のある当該権利の移転に係る登記事項証明書

- (2) 農業生産法人が、農用地利用集積計画の定めるところにより土地等を譲渡した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の5第1項又は第68条の76第1項に規定する所得又は連結所得の特別控除の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のア及びイに準じた書類を添付しなければならない（措置法第65条の5第2項又は第68条の76第2項、措置法規則第22条の6第4項第5号又は第22条の68）。

2 特定の事業用資産の買換え及び交換をした場合の所得税及び法人税の課税の特例

- (1) 個人が、措置法第37条第1項の表の第13号の上欄に規定する農用地区域等（以下「農用地区域等」という。）内にある土地等（原則として譲渡の日の属する年の1月1日において所有期間が5年を超えるものに限る。）又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するものうち事業の用に供しているもの（以下「譲渡資産」という。）を譲渡（措置法第33条から第33条の3までの規定に該当するもの及び贈与、交換、出資又は金銭債務に係る代物弁済による譲渡を除く。）し、当該譲渡の日の

属する年の12月31日までに、農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域等内にある土地等で取得の日から1年以内に事業の用に供したものと又は供する見込みであるもの（以下「買換資産」という。）を取得（贈与、交換又は金銭債務に係る代物弁済としての取得を除く。）した場合の譲渡所得について、措置法第37条第1項（同条第3項又は第4項において準用する場合を含む。）の買換え又は同法第37条の4において準用する交換の特例の適用を受けようとする場合は、譲渡資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告書にその旨を記載し、譲渡資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額に関する明細書並びに次のア及びイの書類（別紙様式第8号）を添付しなければならない（措置法第37条第6項、措置法規則第18条の5第6項第10号二）。

ア 市町村長の当該買換資産が農用地区域等内にある旨を証する書類

イ 次のいずれかの書類

(7) 当該買換資産に係る権利の移転につき農用地利用集積計画の公告をした者（市町村）の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

(i) 当該買換資産に係る権利の移転が農用地利用集積計画の公告によるものであることを明らかにする表示のある当該権利の移転に係る登記事項証明書

(2) 農業生産法人（法第23条第3項の認定に係る同条第7項に規定する特定農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第4項の特定農業法人（以下「特定農業法人」という。）を除く。以下第2の2の(2)において同じ。）が、農用地区域等内にある土地等又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するものを譲渡（措置法第63条第1項の規定の適用があるものを除く。）し、農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域等内にある土地等で取得の日から1年以内に事業の用に供したものと又は供する見込みであるものを取得した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の7第1項（同条第3項又は同法第65条の8において準用する場合を含む。）若しくは第68条の78第1項（同条第3項又は同法第68条の79において準用する場合を含む。）の買換え又は同法第65条の9若しくは第68条の80において準用する交換の特例の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに(1)のア及びイに準じた書類を添付しなければならない（措置法第65条の7第5項又は第68条の78第5項、措置法規則第22条の7第8項第13号二又は第22条の69第6項第13号二）。

(3) 特定農業法人が、農用地区域等内にある土地等（当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた法第23条第2項第2号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域（以下「農用地利用改善事業の実施区域」という。）外にある土地等で農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をされるもの又は農地保有合理化法人等に対し、農地売買等事業を行うために譲渡をされる農地等又は未墾地等をいう。）又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するものを譲渡（措置法第63条第1項の規定の適用があるものを除く。）し、農用地利用集積計画の定めるところにより農用地区域等内にある土地等（当該特定農業法人が定められている特定農

用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内にあるものに限る。）で取得の日から1年以内に事業の用に供したものと又は供する見込みであるものを取得した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の7第1項（同条第3項又は同法第65条の8において準用する場合を含む。）若しくは第68条の78第1項（同条第3項又は同法第68条の79において準用する場合を含む。）の買換え又は同法第65条の9若しくは第68条の80において準用する交換の特例の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める書類（別紙様式第9号～様式第9号の5）を添付しなければならない（措置法第65条の7第5項又は第68条の78第5項、措置法令第39条の7第16項第3号又は第39条の106第7項第3号、措置法規則第22条の7第8項第12号ロ及びハ並びに同項第13号二又は第22条の69第6項第12号ロ及びハ並びに同項第13号二）。

ア 措置法第65条の7第1項の表の第14号の上欄又は第68条の78第1項の表の第14号の上欄に掲げる譲渡資産に係るもの 次に定める書類

(7) 当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程の写し

(i) 当該特定農用地利用規程の認定を行った市町村長の当該譲渡資産の所在地が農用地区域等内であって当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域外である旨を証する書類（別紙様式第9号）

(ii) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

a 農用地利用集積計画の定めるところにより土地等の譲渡をした場合 次のいずれかの書類

(a) 当該土地等に係る権利の移転につき農用地利用集積計画の公告をした者（市町村）の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類（別紙様式第9号の2）

(b) 当該土地等に係る権利の移転が農用地利用集積計画の公告によるものであることを明らかにする表示のある当該権利の移転に係る登記事項証明書

b 農地保有合理化法人等に対し農地売買等事業を行うために土地等（農地等又は未墾地等に限る。）の譲渡をした場合 次に定める書類

(a) 当該土地等の買入れをする農地保有合理化法人等の当該土地等を当該農地売買等事業のため買入れたものである旨を証する書類（別紙様式第9号の3）

(b) 当該土地等の買入れをする農地保有合理化法人等が一般社団法人又は一般財団法人である場合には、都道府県知事又は市町村長の当該土地等の買入れをする者が措置法令第39条の7第16項第3号又は第39条の106第7項第3号に規定する農地保有合理化法人等に該当する旨を証する書類（別紙様式第9号の4）

(c) 当該土地等の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類

- i 当該土地等のうち農地等 次のいずれかの書類
 - (i) 農業委員会の当該土地等に係る権利の移転につき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨を証する書類（農地法施行規則第17条第1項に定める受理通知書又はその写しによるものとする。）
 - (ii) 農用地利用集積計画の公告をした者（市町村）の当該土地等に係る権利の移転につき当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類（別紙様式第9号の2）
- ii 当該土地等のうち未墾地等 次に定める書類
 - (i) 市町村長の当該土地等が未墾地等に該当するものである旨を証する書類（別紙様式第9号の5）
 - (ii) 当該土地等の買入れをする農地保有合理化法人等に対し、当該土地等の買入れを要請している地方公共団体の長の当該土地等の買入れにつき当該要請をしている旨を証する書類（第1の1の(i)のウの(i)のbに準ずる。）

イ 措置法第65条の7第1項の表の第14号の下欄又は第68条の78第1項の表の第14号の下欄に掲げる買換資産に係るもの 次に定める書類

(7) 市町村長の当該買換資産の所在地が農用地区域等内であって当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内である旨を証する書類（別紙様式第9号）

(i) 次のいずれかの書類

- a 当該買換資産に係る権利の移転につき農用地利用集積計画の公告をした者（市町村）の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類（別紙様式第9号の2）
- b 当該買換資産に係る権利の移転が農用地利用集積計画の公告によるものであることを明らかにする表示のある当該権利の移転に係る登記事項証明書

3 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合等の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減

- (i) 農業を営む者で措置法令第42条の5第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準（租税特別措置法施行令第42条の5第1項の農林水産大臣が定める基準を定める件（平成19年3月30日農林水産省告示第399号）第一号から第四号に規定する基準をいう。以下同じ。）を満たすものが、利用権設定等促進事業により農用地又は法第4条第1項第2号に掲げる木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地（以下「混牧林地」という。）若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地を取得した場合（当該農用地又は混牧林地の附帯地として農業用排水施設、農業用道路その他これらの土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地を取得した場合を含む。以下同じ。）の所有権の移転登記について、措置法第77条第1項に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書又は嘱託の請求

書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、その者が措置法令第42条の5第1項に規定する基準を満たす者であること、当該登記に係る土地が利用権設定等促進事業により取得されたものであること、当該土地が農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第3項に規定する土地に該当するものであること並びに当該土地の取得に係る農用地利用集積計画の公告の日及び当該土地を取得した日の記載があるもの（別紙様式第10号）を添付しなければならない（措置法第77条第1項、措置法規則第29条第1項及び第2項）。

なお、市町村は嘱託登記をするに当たって、嘱託書に当該証明書を添付して所有権移転の登記の嘱託をすることとなる。

- (2) 農業を営む者で措置法令第42条の5第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準を満たすものが、農地利用集積円滑化事業（法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業（同項第1号イに規定する農地所有者代理事業に限る。）をいう。）により、農用地又は混牧林地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地を取得した場合の所有権の移転登記について、措置法第77条第2項に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書又は嘱託の請求書に、当該登記が同条の規定に該当するものであることについての市町村長の証明書で、その者が措置法令第42条の5第1項に規定する基準を満たす者であること、当該登記に係る土地が農地利用集積円滑化事業により取得されたものであること、当該土地が農用地区域内に存すること及び当該土地が同条第3項に規定する土地に該当するものであること並びに当該土地を取得した日の記載があるもの（別紙様式第11号）を添付しなければならない（措置法第77条第2項、措置法規則第29条第3項）。

- (3) 農林水産大臣が定める基準については、次の点について、留意するものとする。

ア 告示第四号ロ（二）について、市町村長は、農業生産法人の理事等のすべてについて、例えばその経歴や資格等を勘案し、当該農業生産法人を効率的かつ安定的な農業経営に移行させる意欲と、そのために必要となる農作業、マーケティング、経理又は企画管理等に適切に対応できる能力を有していることを、書面又は聴取り等により確認するものとする。

イ 告示第四号八柱書の「農業委員会が定める基準面積」及び（四）の「その他農業委員会が当該所在区域における基準面積によるものが相当でない場合として定める場合」（以下「基準面積等」という。）について、「農地移動適正化あっせん事業実施要領」（昭和45年1月12日付け44農地B第3712号農林事務次官依命通知）の7の(i)のエに基づき、農業委員会が定める基準面積及び「農地移動適正化あっせん事業実施要領の運用について」（昭和45年4月30日付け45農地B第953号農地局長通知）の10に基づき、農業委員会が定める「当該地域における基準面積によるものが相当でない場合」を基準面積等として取り扱うことができるものとする。

第3 遊休農地に関する措置に係る税制の特例

- 1 特定農業法人が特定の資産の買換え及び交換をした場合の法人税の課税の特例

特定農業法人が、農用地区域等内にある土地等（当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域外にある土地等で農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡をされるもの又は農地保有合理化法人等に対し、農地売買等事業を行うために譲渡をされる農地等又は未墾地等をいう。）又は当該土地等の譲渡に伴い譲渡をされる果樹で当該土地等に生立するものを譲渡（措置法第63条第1項の規定の適用があるものを除く。）し、農地法第35条第2項の遊休農地（同法第32条第1項の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含む。）があった農地をいう。2において同じ。）の所有権の移転等に関する協議（以下「遊休農地の所有権の移転等に関する協議」という。）により農用地区域等内にある土地等（当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内にあるものに限る。）で取得の日から1年以内に事業の用に供したもの又は供する見込みであるものを取得した場合の所得又は連結所得について、措置法第65条の7第1項（同条第3項又は同法第65条の8において準用する場合を含む。）若しくは第68条の78第1項（同条第3項又は同法第68条の79において準用する場合を含む。）の買換え又は同法第65条の9若しくは第68条の80において準用する交換の特例の適用を受けようとする場合は、確定申告書等又は連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載をし、当該確定申告書等又は当該連結確定申告書等に損金の額に算入される金額の計算に関する明細書並びに次に掲げる資産の区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付しなければならない（措置法第65条の7第5項又は第68条の78第5項、措置法令第39条の7第16項第3号又は第39条の106第7項第3号、措置法規則第22条の7第8項第12号口及びハ並びに同項第13号ホ又は第22条の69第6項第12号口及びハ並びに同項第13号ホ）。

- (1) 措置法第65条の7第1項の表の第14号の上欄又は第68条の78第1項の表の第14号の上欄に掲げる譲渡資産に係るもの 第2の2の(3)のアに準じた書類
- (2) 措置法第65条の7第1項の表の第14号の下欄又は第68条の78第1項の表の第14号の下欄に掲げる買換資産に係るもの 次に定める書類
 - ア 市町村長の当該買換資産の所在地が農用地区域等内であって当該特定農業法人が定められている特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内である旨を証する書類（別紙様式第9号）
 - イ 次のいずれかの書類
 - (ア) 市町村長の当該買換資産の取得につき勧告に係る協議を行う旨の通知をした旨を証する書類（別紙様式第12号）
 - (イ) 当該買換資産の取得についての勧告に係る協議に係る通知書又はその写し

2 特定農業法人が遊休農地の所有権の移転等に関する協議により遊休農地を取得した場合の所有権の移転登記に係る登録免許税の税率の軽減

特定農業法人が、措置法第76条に規定する登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、登記の申請書に、当該登記が同項の規定に該当するものであることについての農業委員会の証明書で、当該法人が特定農業法人であること、当該登記に係

る遊休農地が遊休農地の所有権の移転等に関する協議により取得されたものであること及び当該遊休農地が農用地区域内に存すること並びに当該特定農業法人が当該遊休農地を取得した日の記載があるもの（別紙様式第13号）を添付しなければならない（措置法第76条、措置法規則第28条）。

(様式第1号)

農地売買等事業のために土地等を買入れた旨の証明願

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿
(農地利用集積円滑化団体の名称)

住所(事務所)
氏名(名称)
(代表者) 印

租税特別措置法第34条の3第1項(第65条の5第1項又は第68条の7第1項)の規定に基づく土地等を譲渡した場合の譲渡所得(所得又は連結所得)の特別控除の適用を受けするため、下記の土地等は、貴法人が農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号第4条第3項第1号口に掲げる農地売買等事業のために買入れたものであることを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積	買入れ年月日
			m ²	

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人
又は農地利用集積円滑化団体)
事務所
名称
代表者 印

(様式第2号)

農地保有合理化法人 農地利用集積円滑化団体
に該当する旨の証明願

平成 年 月 日

都道府県知事 殿
市町村長

(農地保有合理化法人
又は農地利用集積円滑化団体)
住所(事務所)
氏名(名称)
(代表者) 印

当法人が租税特別措置法施行令第22条の8第33項第22条の9第1項第1号に規定する

農地保有合理化法人 農地利用集積円滑化団体
に該当する旨証明願います。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者 印

(様式第3号)

譲渡所得（所得又は連結所得）の特別控除に係る土地等についての証明願

平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所（事務所）
氏名（名称）
（代表者）

印

租税特別措置法第34条の3第1項（第65条の5第1項又は第68条の76第1項）の規定に基づく土地等を譲渡した場合の譲渡所得（所得又は連結所得）の特別控除の適用を受けるため、下記の土地等の譲渡について、下記の年月日に農業経営基盤強化促進法第19条の規定により農用地利用集積計画の公告をした旨を証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積	農用地利用集積計画の公告の年月日
			m ²	

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇市町村長

印

(様式第4号)

譲渡所得（所得又は連結所得）の特別控除に係る土地等についての証明願

平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所（事務所）
氏名（名称）
（代表者）

印

租税特別措置法第34条の3第1項（第65条の5第1項又は第68条の76第1項）の規定に基づく土地等を譲渡した場合の譲渡所得（所得又は連結所得）の特別控除の適用を受けるため、下記の土地等は、租税特別措置法施行令第22条の9第1項第1号（第39条の6第2項）に規定する土地等（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあり、かつ、開発して農地とすることが適当なもの、同号に規定する農業上の用途区分が同法第3条第4号に規定する農業用施設の用に供することとされているもの（農地の保全又は利用上必要な施設の用に供することとされている土地を含む。）又はこれらの土地の上に存する権利をいう。）に該当することを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積
			m ²

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇市町村長

印

(様式第5号)

買入協議に基づき農用地を買い入れた旨の証明願

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿
(農地利用集積円滑化団体の名称)

住所(事務所)
氏名(名称)
(代表者) 印

租税特別措置法第34条の2第1項(第65条の4第1項又は第68条の75第1項)の規定に基づく土地等を譲渡した場合の特別控除の適用を受けるため、下記の土地等は、貴法人が農業経営基盤強化促進法第13条の2第2項の買入協議に基づき買い入れたものであることを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積	買入れ年月日
			m ²	

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人
又は農地利用集積円滑化団体)
事務所
名称
代表者 印

(様式第6号)

譲渡所得(所得又は連結所得)の特別控除に係る土地等についての証明願

平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所(事務所)
氏名(名称)
(代表者) 印

租税特別措置法第34条の2第1項(第65条の4第1項又は第68条の75第1項)の規定に基づく土地等を譲渡した場合の譲渡所得(所得又は連結所得)の特別控除の適用を受けるため、下記の土地等は、農業経営基盤強化促進法第13条の2第2項の規定による通知をしたものであり、かつ、当該土地等が農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域と定められている区域内にある農用地であることを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積	売渡しのあつ せんの申出を した年月日	買入協議の 通知年月日
			m ²		

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇市町村長 印

(様式第7号)

譲渡所得（所得又は連結所得）の特別控除に係る土地等についての証明願

平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所（事務所）

氏名（名称）

（代表者）

印

租税特別措置法第34条の3第1項（第65条の5第1項又は第68条の7第1項）の規定による土地等を譲渡した場合の譲渡所得（所得又は連結所得）の特別控除の適用を受けるため、下記の土地等は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡したものであり、かつ、当該土地等が農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあることを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積	農用地利用集積計画の公告の年月日	
			m ²		

(注1) 土地等の権利移転が農用地利用集積計画の公告によるものであることを明らかにする表示のある登記事項証明書を確定申告書等（連結確定申告書等）に添付する場合は、当該土地等が農用地区域内にあることの証明のみでよいこととされているので、下線部は削除すること。

(注2) 当該土地等の所有権移転が農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に規定する事業に係るものである場合は、信託財産である旨並びに当該信託に係る受託者（農地保有合理化法人）の住所及び名称を備考欄に記載するものとし、この場合は（注1）にかかわらず、当該土地等の権利移転が農用地利用集積計画の公告によるものであることを明らかにする表示のある登記事項証明書を確定申告書等（連結確定申告書等）に添付すること。

(注3) 当該土地等の所有権移転が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨並びに当該信託に係る受託者（農業協同組合）の住所及び名称を備考欄に記載するものとし、この場合は（注1）にかかわらず、当該土地等の権利移転が農用地利用集積計画の公告によるものであることを明らかにする表示のある登記事項証明書を確定申告書等（連結確定申告書等）に添付すること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇市町村長

印

(様式第8号)

買換え（交換）の場合の譲渡所得（所得又は連結所得）の課税

の特例に係る土地等の買換え（交換）についての証明願

平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所（事務所）

氏名（名称）

（代表者）

印

租税特別措置法 { 第37条第1項の表の第13号（第65条の7第1項の表の第14号）
第37条の4（第65条の9又は第68条の80）

号又は第68条の78第1項の表の第14号） } の規定による土地等の { 買換え }
{ 交換 }

の場合の譲渡所得（所得又は連結所得）の課税の特例の適用を受けるため、下記の土地等は、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより取得したものであり、かつ、当該土地等が農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあることを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積	農用地利用集積計画の公告の年月日	
			m ²		

(注1) 土地等の権利移転が農用地利用集積計画の公告によるものであることを明らかにする表示のある登記事項証明書を確定申告書等（連結確定申告書等）に添付する場合は、当該土地等が農用地区域内にあることの証明のみでよいこととされているので、下線部は削除すること。

(注2) 沖縄県の区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画が定められていない地域においては、二重下線部を「第4条第1項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められている地域内にある同法第3条の農用地等の区域」とすること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇市町村長

印

(様式第9号)

特定農業法人による買換え（交換）の場合の所得又は連結所得の課税の特例に係る土地等の買換え（交換）についての証明願

平成 年 月 日

〇〇市町村長（都道府県知事） 殿

（特定農業法人）

事務所
名称
代表者

印

租税特別措置法 { 第65条の7第1項の表の第14号又は第68条の78第1項の表
第65条の9又は第68条の80
の第14号 } の規定による土地等の { 買換え
交換 } の場合の所得又は連結所得の課税の

特例の適用を受けるため、下記の土地等は、当該特定農業法人が定められている特定農用

地利用規程に定められた農用地利用改善事業の { 実施区域外
実施区域内 } にあり、かつ、農業振

興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にあることを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積
			m ²

(注) 沖縄県の区域のうち農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画が定められていない地域においては、二重下線を「第4条第1項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められている地域内にある同法第3条の農用地等の区域」とすること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇市町村長

印

(様式第9号の2)

特定農業法人による買換え（交換）の場合の所得又は連結所得の課税の特例に係る土地等の買換え（交換）についての農用地利用集積計画の公告をした旨の証明願

平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

（特定農業法人）

事務所
名称
代表者

印

租税特別措置法 { 第65条の7第1項の表の第14号又は第68条の78第1項の表
第65条の9又は第68条の80
の第14号 } の規定による土地等の { 買換え
交換 } の場合の所得又は連結所得の課税の

特例の適用を受けるため、下記の土地等の { 譲渡
取得 } について、下記の年月日に農業経営基盤強化促進法第19条の規定により農用地利用集積計画の公告をした旨を証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積	農用地利用集積計画の公告の年月日	備考
			m ²		

(注1) 当該土地等の所有権移転が農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に規定する事業に係るものである場合は、信託財産である旨並びに当該信託に係る受託者（農地保有合理化法人）の住所及び名称を備考欄に記載するものとし、この場合は、当該土地等の権利移転が農用地利用集積計画の公告によるものであることを明らかにする表示のある登記事項証明書を確定申告書等（連結確定申告書等）に添付すること。

(注2) 当該土地等の所有権移転が農業協同組合法第10条第3項に規定する信託に係るものである場合は、信託財産である旨並びに当該信託に係る受託者（農業協同組合）の住所及び名称を備考欄に記載するものとし、この場合は、当該土地等の権利移転が農用地利用集積計画の公告によるものであることを明らかにする表示のある登記事項証明書を確定申告書等（連結確定申告書等）に添付すること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇市町村長

印

(様式第9号の3)

特定農業法人による買換え(交換)の場合の所得又は連結所得の課税の特例に係る土地等の買換え(交換)についての農地売買等事業のために買入れた旨の証明願

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿
(農地利用集積円滑化団体の名称)

(特定農業法人)
事務所
名称
代表者 印

租税特別措置法 { 第65条の7第1項の表の第14号又は第68条の78第1項の表の
第65条の9又は第68条の80

第14号 } の規定による土地等の { 買換え } の場合の所得又は連結所得の課税の特例の適

用を受けるため、下記の土地等は、貴法人が農業経営基盤強化促進法 { 第4条第2項第1
第4条第3項第1

号 } に掲げる農地売買等事業のために買入れたものであることを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積	買入れ年月日
			㎡	

第 号
上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

(農地保有合理化法人
又は農地利用集積円滑化団体)
事務所
名称
代表者 印

(様式第9号の4号)

農地保有合理化法人
農地利用集積円滑化団体 に該当する旨の証明願

平成 年 月 日

都道府県知事 殿
市町村長

(農地保有合理化法人
又は農地利用集積円滑化団体)
住所(事務所)
氏名(名称)
(代表者) 印

当法人が租税特別措置法施行令 第39条の7第16項第3号
第39条の106第7項第3号 に規定する

農地保有合理化法人
農地利用集積円滑化団体 に該当する旨証明願います。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明者 印

(様式第9号の5)

特定農業法人による買換え(交換)の場合の所得又は連結所得の課税の特例に係る土地等の買換え(交換)についての証明願

平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

(特定農業法人)

事務所

名称

代表者

印

租税特別措置法 { 第65条の7第1項の表の第14号又は第68条の78第1項の表
第65条の9又は第68条の80 }
の第14号 } の規定による土地等の { 買換え }
{ 交換 } の場合の所得又は連結所得の課税の特例の適用を受けるため、下記の土地等は、租税特別措置法施行令第39条の7第16項第3号口若しくはハ又は第39条の106第7項第3号口若しくはハに規定する土地等(開発して農地とすることが適当な土地若しくは農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農業上の用途区分が同法第3条第4号に規定する農業用施設の用に供することとされている土地(農地の保全又は利用上必要な施設の用に供することとされている土地を含む。)又はこれらの土地の上に存する権利をいう。)に該当することを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積
			m ²

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇市町村長

印

(様式第10号)

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所(事務所)
氏名(名称)
(代表者)

印

租税特別措置法第77条第1項の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積	農用地利用集積計画の公告の年月日	土地の取得年月日
			m ²		

(注) 土地の取得年月日は、農用地利用集積計画書の所有権の移転時期欄に記載する確定した日付とすること。

- 当該申請者は、租税特別措置法施行令第42条の5第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準を満たしていること。
- 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号に規定する利用権設定等促進事業により取得した土地であること。
- 当該土地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。
- 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地又は同項第2号に掲げる土地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地であること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇市町村長

印

(様式第11号)

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

住所(事務所)
氏名(名称)
(代表者)

印

租税特別措置法第77条第2項の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

1 土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積	土地の取得年月日
			m ²	

(注) 土地の取得年月日は、農用地利用集積計画書の所有権の移転時期欄に記載する確定した日付とすること。

2 当該申請者は、租税特別措置法施行令第42条の5第1項に規定する効率的かつ安定的な農業経営を行う者としての農林水産大臣が定める基準を満たしていること。

3 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業(同項第1号イに規定する農地所有者代理事業)により取得した土地であること。

4 当該土地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。

5 当該土地は、農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地又は同項第2号に掲げる土地若しくは開発して当該農用地とすることが適当な土地であること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇市町村長

印

(様式第12号)

特定農業法人による買換え(交換)の場合の所得又は連結所得の課税の特例に係る土地等の買換え(交換)についての証明願

平成 年 月 日

〇〇市町村長 殿

(特定農業法人)
事務所
名称
代表者

印

租税特別措置法 { 第65条の7第1項の表の第14号又は第68条の78第1項の表
第65条の9又は第68条の80
の第14号 } の規定による土地等の { 買換え
交換 } の場合の所得又は連結所得の課税の

特例の適用を受けるため、下記の土地等は、農地法第34条第1項に規定する勧告に係る協議により取得したものであることを証明願います。

記

土地等の所在	地番	地目	地積	特定遊休農地である旨の通知年月日	協議を行う旨の通知年月日
			m ²		

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇〇市町村長

印

(様式第13号)

登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の取得についての証明願

平成 年 月 日

〇〇農業委員会会長 殿

(特定農業法人)

事務所

名称

代表者

印

租税特別措置法第7.6条の規定による所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率の軽減を受けたいので、下記事項について証明願います。

記

1 遊休農地の表示

遊休農地の所在	地番	地目	地積	取得年月日
			m ²	

2 当法人が租税特別措置法第7.6条に規定する特定農業法人であること。

3 当該遊休農地は、農地法第3.2条の規定による通知を受けた遊休農地であって、同法第3.5条第2項に規定する遊休農地の所有権の移転等に関する協議により取得をしたものであること。

4 当該遊休農地は、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の農業振興地域整備計画において同条第2項第1号の農用地区域として定められている区域内に存すること。

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

〇 〇 農業委員会会長

印

農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予等の適用に関する
証明事務等の取扱いについて

〔昭和51年7月7日付け51構改B第1254号〕
農林省構造改善局長通知
最終改正 平成21年12月11日21経営第4526号

租税特別措置法（以下「措置法」という。）第70条の4及び第70条の6の規定による農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予の制度の適用に関し農業委員会等が行う証明事務等の取扱いについては、下記によることとしたので、その運用に遺憾のないようにされるとともに、適正かつ円滑にその事務処理が行われるよう管下都道府県知事を指導されたい。

なお、この取扱いについては、別途本日付けで都道府県知事あて通達済みであるので申し添える。

おって、「農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けるための農業委員会の証明事務について」（昭和50年7月14日付け50-65、農林省構造改善局農政部農政課長通達）は廃止する。

記

第1 農業委員会等の証明等を要する事項

租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「措置法」という。）第70条の4、第70条の6、第70条の6の2又は第70条の6の3の規定による農地等に係る贈与税又は相続税の納税猶予の制度の適用に関し農業委員会（農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。以下同じ。）、市町村長、農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第8条第1項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。）、農地利用集積円滑化団体（同法第11条の12に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）、農業協同組合、都道府県知事又は農林水産大臣が証明等を行うことを必要とする事項は、次のとおりである。

1 農業委員会が行うべき証明等

(1) 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係るもの

ア 農地等（農地、採草放牧地及び準農地（農用地区域内にある農地及び採草放牧地以外の土地で、市町村が定める農業振興地域整備計画（以下「市町村整備計画」という。）において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、受贈者が贈与を受けたもののうち、開発して農地又は

採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供することが適当であるものとして市町村長が証明したものをいう。以下1の(1)のサ、第2の1の(1)のウ、同1の(9)及び第2の2の(1)において同じ。）をいう。以下同じ。）の贈与をした贈与者が農地等の贈与をした日まで引き続き3年以上農業を営んでいた個人に該当する者である旨の証明（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「措置令」という。）第40条の6第1項、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。以下「措置規則」という。）第23条の7第3項第3号）

イ 受贈者が贈与者から贈与により農地等を取得した日における年齢が18歳以上であること等措置令第40条の6第5項各号に掲げる要件に該当する個人であることの証明（措置令第40条の6第5項、措置規則第23条の7第2項）

ウ 受贈者が農地等を農業生産法人に出資をした旨及び受贈者が当該農業生産法人の常時従事者になると認められる旨の証明（措置法第70条の4第1項第1号、措置令第40条の6第9項第2号、措置規則第23条の7第4項第2号）

エ 受贈者の推定相続人が受贈者から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること等措置令第40条の6第13項各号に掲げる要件に該当する個人であることの証明（措置法第70条の4第6項、措置令第40条の6第13項、措置規則第23条の7第6項）

オ 推定相続人に対し使用貸借による権利を設定した受贈者が当該権利の設定に係る農地等につき当該推定相続人が営むこととなる農業に従事する見込みであることの証明（措置法第70条の4第6項、措置令第40条の6第15項第2号、措置規則第23条の7第9項第3号）

カ 措置令第40条の6第16項第2号に規定する他の推定相続人等が受贈者から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること等措置令第40条の6第13項各号に掲げる要件に準ずる要件のすべてに該当することの証明（措置令第40条の6第16項第2号、措置規則第23条の7第10項）

キ 措置令第40条の6第16項第3号の規定の適用を受けようとする受贈者が推定相続人の使用していた農地等につき農業経営を開始したと認められること等の証明（措置令第40条の6第16項第3号、措置規則第23条の7第13項）

ク 受贈者が贈与により取得した農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付けを引き続き行っている旨の証明（措置法第70条の4第26項、措置令第40条の6第57項、措置規則第23条の7第39項第1号及び第4号）

ケ 受贈者が措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けた者で同項の農地等についての使用貸借による権利の設定後当該農地等を引き続きその推定相続人（措置令第40条の6第16項第2号に規定する他の推定相続人等を含む。以下ケにおいて同じ。）に使用させている場合において、当該推定相続人が当該

権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨及び当該受贈者が当該推定相続人が営む当該農地等に係る農業に従事している旨の証明（措置法第70条の4第26項、措置令第40条の6第57項、措置規則第23条の7第39項第1号）

- コ 贈与により取得した農地等について、農地法（昭和27年法律第229号）その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該農地等につき所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定、移転若しくは消滅、転用又は耕作の放棄があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長への通知（措置法第70条の4第35項、措置規則第23条の7第40項）
- サ 準農地について、当該準農地に係る贈与税の申告書の提出期限後10年を経過した日におけるその利用の形態その他の現況についての所轄税務署長への通知（措置法第70条の4第36項、措置規則第23条の7第41項）
- シ 受贈者の行った営農困難時貸付け（措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けをいう。以下(1)及び2の(1)並びに第2の1の(6)から(11)まで及び第2の2の(5)から(10)までにおいて同じ。）（営農困難時貸付けを行っていた農地等（以下「営農困難時貸付農地等」という。）に耕作の放棄（農地法第32条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含む。）があったことをいう。以下同じ。）又は権利消滅（措置法第70条の4第22項に規定する権利消滅をいう。以下同じ。）があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）が、基盤強化法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業（同項第1号に規定する農地売買等事業に限る。以下「農地保有合理化事業」という。）又は同条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業（以下「農地利用集積円滑化事業」という。）（同項第1号ロに規定する農地売買等事業（以下「農地売買等事業」という。）に限る。）のために行われたものである場合（当該貸付けが基盤強化法第20条に規定する農用地利用集積計画（以下「農用地利用集積計画」という。）の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、当該営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日の証明（措置法第70条の4第21項、第22項第2号又は第4号、措置令第40条の6第47項、第48項及び第51項、措置規則第23条の7第32項第1号ロ(1)及び(2)(ii)、第34項第1号イ及び第37項）
- ス 受贈者の行った営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）が、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けにより行われた場合には、当該営農困難時貸付けを行った受贈者が農地法第3条第1項の許

可を受けたこと及び当該許可をした年月日の証明（当該営農困難時貸付けにつき同項の許可を受けることを要しない場合には、その旨）（措置法第70条の4第21項、第22項第2号又は第4号、措置令第40条の6第47項、第48項及び第51項、措置規則第23条の7第32項第2号ハ、第34項第1号ロ(1)及び第37項）

- セ 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、受贈者が当該営農困難時貸付農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明（措置法第70条の4第22項第2号及び第4号、措置令第40条の6第48項及び第51項、措置規則第23条の7第34項第2号及び第37項）
- ソ 受贈者が農業生産法人に使用貸借による権利の設定を行う場合における当該農業生産法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号。以下「平成17年改正措置令」という。）附則第33条第3項各号に掲げる要件のすべてに該当する農業生産法人（以下「特定農業生産法人」という。）であることの証明（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号。以下「平成17年改正法」という。）附則第55条第3項又は第5項、平成17年改正措置令附則第33条第3項各号、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務省令第37号。以下「平成17年改正措置規則」という。）附則第14条第2項）
- タ 受贈者から使用貸借による権利の設定を受けている特定農業生産法人が合併により消滅し、又は分割をした場合における法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号に規定する合併法人（以下「合併法人」という。）又は同条第12号の3に規定する分割承継法人（以下「分割承継法人」という。）である農業生産法人が平成17年改正措置令附則第33条第3項各号に掲げる要件のすべてに該当する特定農業生産法人であることの証明（平成17年改正法附則第55条第9項、平成17年改正措置令附則第33条第3項各号、平成17年改正措置規則附則第14条第21項第2号）
- チ 平成7年4月1日から平成14年3月31日までの間に受贈者から使用貸借による権利の設定を受け、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号。以下「平成7年改正措置令」という。）附則第28条第3項各号に掲げる要件に該当した農業生産法人（以下「旧特定農業生産法人」という。）が合併により消滅し、又は分割をした場合における合併法人又は分割承継法人である農業生産法人が平成7年改正措置令附則第28条第3項各号に掲げる要件のすべてに該当する旧特定農業生産法人であることの証明（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号。以下「平成7年改正法」という。）附則第36条第4項、平成7年改正措置令附則第28条第3項各号、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成7年大蔵省令第33

号。以下「平成7年改正措置規則」という。) 附則第14条第6項第2号)

(2) 特例農地等についての相続税の納税猶予に係るもの

- ア 特例農地等(相続又は遺贈により取得した農地、採草放牧地及び準農地(農用地区域内にある農地及び採草放牧地以外の土地で、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、相続人が相続又は遺贈により取得をしたもののうち、開発して農地又は採草放牧地として当該相続人の農業の用に供することが適当であるものとして市町村長が証明したものをいう。以下ア及びケにおいて同じ。)のうち相続税の申告書に納税猶予の規定の適用を受けようとする旨の記載があるものをいう。以下同じ。)とされた農地、採草放牧地及び準農地を有していた被相続人が、当該農地及び採草放牧地につきその死亡の日まで農業を営んでいた個人に該当するものである旨の証明(措置令第40条の7第1項第1号、措置規則第23条の8第3項第3号)
- イ 相続人が被相続人からの相続等に係る相続税の申告書の提出期限までに当該相続等により取得した農地及び採草放牧地について農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者等措置令第40条の7第2項各号に掲げる者のいずれかに該当する者である旨の証明(相続人が被相続人からの相続等に係る相続税の申告書の提出期限までに当該相続等により取得した農地又は採草放牧地のすべてについて特定貸付け(措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けをいう。以下同じ。)を行っている場合には、特定貸付けを行っているとして認められる者である旨の証明)(措置令第40条の7第2項及び第40条の7の3第4項、措置規則第23条の8第1項)
- ウ 農業相続人(イの証明を受けた者をいう。以下同じ。)が特例農地等を農業生産法人に出資した旨及び農業相続人が当該農業生産法人の常時従事者になると認められる旨の証明(措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第8項、措置規則第23条の8第4項第1号)
- エ 措置令第40条の7第18項第2号に規定する他の推定相続人等が農業相続人から使用貸借による権利の設定を受けた日における年齢が18歳以上であること等措置令第40条の6第13項各号に掲げる要件に準ずる要件のすべてに該当することの証明(措置令第40条の7第18項第2号、措置規則第23条の8第6項)
- オ 措置令第40条の7第18項第3号の規定の適用を受けようとする農業相続人が推定相続人が使用していた農地等につき農業経営を開始したと認められることの証明(措置令第40条の7第18項第3号、措置規則第23条の8第8項)
- カ 農業相続人が相続又は遺贈により取得した特例農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを引き続き行っている旨の証明(措置

法第70条の6第31項、措置令第40条の7第57項、措置規則第23条の8第29項第1号及び第4号並びに第23条の8の2第10項)

- キ 農業相続人が措置令第40条の7第2項第2号に該当する者で同号の農地等について使用貸借による権利の設定後当該農地等を引き続き同号に規定する推定相続人に使用させている場合において、当該推定相続人が当該権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っている旨及び当該農業相続人が当該推定相続人が営む当該農地等に係る農業に従事している旨の証明(措置法第70条の6第31項、措置令第40条の7第57項、措置規則第23条の8第29項第1号)
- ク 特例農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該特例農地等につき所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定、移転若しくは消滅、転用又は耕作の放棄等があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長への通知(措置法第70条の6第40項、措置規則第23条の8第30項)
- ケ 準農地について、当該準農地に係る相続税の申告書の提出期限後10年を経過した日におけるその利用の形態その他の現況についての所轄税務署長への通知(措置法第70条の6第41項、措置規則第23条の8第31項)
- コ 農業相続人が営農困難時貸付け(措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けをいう。以下(2)及び2の(2)並びに第2の1の(15)から(26)まで及び第2の2の(17)から(21)までにおいて同じ。)(営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けにより新たに行った営農困難時貸付けを含む。)を行った場合には、当該営農困難時貸付けを行った農業相続人が農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日の証明(当該営農困難時貸付けにつき同項の許可を受けることを要しない場合には、その旨)(措置法第70条の6第27項、措置令第40条の7第51項、措置規則第23条の8第25項。以下サ及びシにおいて同じ。)
- サ 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、農業相続人が新たに行った営農困難時貸付けが、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業(農地売買等事業に限る。)のために行われたものである場合(当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。)には、当該営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び当該届出を受理した年月日の証明
- シ 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、農業相続人が当該営農困難時貸付農地等について自らの農業の用に供し

た場合には、その旨の証明

- ス 農業相続人の行った特定貸付け（特定貸付けを行っている農地等（以下「特定貸付け農地等」という。）に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。）が、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業に限る。）のために行われたものである場合（当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、当該特定貸付けにつき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨及び当該届出の受理年月日の証明（措置法第70条の6の2第1項、第2項及び第4項、措置令第40条の7の2第1項、第2項及び第5項、措置規則第23条の8の2第2項第1号イ及びロ(2)、第4項第1号及び第7項）
- セ 特定貸付け農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、農業相続人が当該特定貸付け農地等について自らの農業の用に供した場合には、その旨の証明（措置法第70条の6の2第2項及び第4項、措置令第40条の7の2第2項及び第5項、措置規則第23条の8の2第4項第2号及び第7項）
- ソ 農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業に限る。）のために譲渡した場合（農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合を除く。）には、当該譲渡につき農地法第3条第1項第13号の届出を受理した旨の証明（措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第8項、措置規則第23条の8第4項第2号イ及びロ(ii)）

2 市町村長、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、都道府県知事又は農林水産大臣が行うべき証明等

(1) 農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予に係るもの

証 明 事 項 等	証 明 等 を 行 う べ き 者
ア 受贈者が贈与を受けた農地及び採草放牧地以外の土地のうち当該受贈者から証明申請のあった土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、開発して農地又は採草放牧地として当該受贈者の農業の用に供することが適当であるものと認められる旨の証明（措置法第70条の4第1項、措置令第40条の6第3項、措置規則第23条の7第1項）	市町村長
イ 贈与により取得した農地等について、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号。以下「改正農地法」という。）附則第7条第2項の規定によりなお従前の例に	都道府県知事

よることとされる同法第1条の規定による改正前の農地法（以下「旧農地法」という。）の規定に基づき草地利用権の設定に関する承認若しくは裁定又は買い取るべき旨の裁定をした旨の証明（措置令第40条の6第9項第3号、措置規則第23条の7第4項第3号イ）

- ウ 贈与により取得した農地等について、草地利用権の設定を受け、又は当該草地利用権の設定に係る農地等の買取りをした旨及び当該設定又は買取りに係る旧農地法第75条の2第1項に規定する土地所有者等が当該農地等を他の者ととも共同利用する旨の証明（措置令第40条の6第9項第3号、措置規則第23条の7第4項第3号ロ）
- エ 贈与により取得した農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該農地等につき所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定、移転若しくは消滅、転用、耕作の放棄又は買取りの申出等（以下「権利の移転等」という。）があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長又は国税庁長官への通知（措置法第70条の4第35項、措置規則第23条の7第40項）
- オ 受贈者の行った営農困難時貸付け（営農困難時貸付け農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）が、次に掲げる事業のために行われたものである場合（当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。）には、営農困難時貸付けを行った旨及び当該貸付年月日の証明（措置法第70条の4第21項、第22項第2号及び第4号、措置令第40条の6第47項、第48項及び第51項、措置規則第23条の7第32項第1号ロ(1)(2)、第34条第1号イ及び第37項）
 - (7) 農地保有合理化事業
 - (1) 農地利用集積円滑化事業
 - a 農地売買等事業
 - b 農地所有者代理事業（基盤強化法第4条第3項第1号イに規定する事業をいう。以下同じ。）
- カ 受贈者の行った営農困難時貸付け（営農困難時貸付け農地

当該設定を受け又は当該買取りをした市町村長又は農業協同組合

市町村長
都道府県知事
農林水産大臣

農地保有合理化法人
農地利用集積円滑化団体
市町村長
市町村長

等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。)が、農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、当該農用地利用集積計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明(措置法第70条の4第21項、第22項第2号及び第4号、措置令第40条の6第47項、第48項及び第51項、措置規則第23条の7第32項第1号ロ(3)、第34項第1号イ及び第37項)

キ 受贈者の行った営農困難時貸付け(営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。)が、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けにより行われた場合には、当該営農困難時貸付農地等が存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める証明(措置法第70条の4第21項、第22項第2号及び第4号、措置令第40条の6第47項、第48項及び第51項、措置規則第23条の7第32項第2号ニ、第34項第1号ロ(2)及び第37項)

(7) 農地保有合理化事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農地保有合理化事業のために行う貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後1年間(新たな営農困難時貸付けを行う場合は、1月間)を経過する日まで当該受贈者から引き続き申込みを受けていたことを証するもの

(イ) 農地利用集積円滑化事業を実施している地域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農地利用集積円滑化事業のために行う貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後1年間(新たな営農困難時貸付けを行う場合は、1月間)を経過する日まで当該受贈者から引き続き申込みを受けていたことを証するもの

(ウ) 利用権設定等促進事業(基盤強化法第4条第4項第1号に規定する利用権設定等促進事業をいう。以下同じ。)を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後1年間(新たな営農困難時貸付けを行う場合は、1月間)を経過する日まで当該受贈者から引き続き申込みを受けていたことを証するもの

市町村長

農地保有合理化法人

農地利用集積円滑化団体

市町村長

ク 受贈者が営農困難時貸付け(営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。)を措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けにより行った場合に、当該営農困難時貸付農地等が、キの(ア)から(ウ)までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合には、その旨の証明(措置法第70条の4第21項、第22項第2号又は第4号、措置令第40条の6第47項、第48項及び第51項、措置規則第23条の7第32項第2号ホ、第34項第1号ロ(3)及び第37項)

ケ 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、受贈者が1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長へ承認の申請をする場合には、当該営農困難時貸付農地等が存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める証明(措置法第70条の4第21項第3号、措置令第40条の6第49項、措置規則第23条の7第36項第1号)

(7) 農地保有合理化事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について受贈者から農地保有合理化事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの

(イ) 農地利用集積円滑化事業を実施している地域においては、当該営農困難時貸付農地等について受贈者から農地利用集積円滑化事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの

(ウ) 利用権設定等促進事業を実施している市町村の区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、受贈者から農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたことを証するもの

コ 営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、受贈者が1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき、税務署長へ承認の申請をする場合において、当該営農困難時貸付農地等がケの(ア)から(ウ)までに掲げる地域又は区域のいずれかに存しない場合には、その旨の証明(措置法第70条の4第22項第3号、措置令第40条の6第49項、措置規則第23条の7第36項第2号)

市町村長

農地保有合理化法人

農地利用集積円滑化団体

市町村長

市町村長

サ 基盤強化法第12条の2第1項に規定する認定農業者である農業生産法人（以下「認定農業生産法人」という。）に係る農業経営改善計画（平成17年改正措置令附則第33条第5項第2号に規定する農業経営改善計画をいう。以下同じ。）の認定の日及び当該農業経営改善計画の有効期間の満了の日（平成17年改正措置令附則第33条第3項第1号イ、平成17年改正措置規則附則第14条第4項第3号イ）

市町村長

シ 基盤強化法第23条第7項の規定により認定農業者とみなされる同条第4項に規定する特定農業法人である農業生産法人（以下「認定特定農業法人」という。）に係る特定農用地利用規程（平成17年改正措置令附則第33条第5項第3号に規定する特定農用地利用規程をいう。以下同じ。）の認定の日及び当該特定農用地利用規程の有効期間の満了の日（平成17年改正措置令附則第33条第3項第1号ロ、平成17年改正措置規則附則第14条第4項第3号ロ）

市町村長

ス 認定農業生産法人に係る農業経営改善計画の有効期間が満了した場合において、当該満了の日から2月を経過する日までに、新たに基盤強化法第12条第1項の認定を受けた農業経営改善計画に係る認定農業生産法人の名称及び所在地、有効期間が満了した農業経営改善計画に係る当該満了の日並びに新たに認定を受けた農業経営改善計画の当該認定の日及び当該農業経営改善計画の有効期間の満了の日（平成17年改正措置令附則第33条第5項第2号、平成17年改正措置規則附則第14条第7項各号）

市町村長

セ 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了した場合において、当該満了の日から2月を経過する日までに、新たに基盤強化法第23条第1項の認定を受けた特定農用地利用規程に係る認定特定農業法人の名称及び所在地、当該認定特定農業法人が基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人である旨、有効期間が満了した特定農用地利用規程に係る当該満了の日並びに新たに認定を受けた特定農用地利用規程の当該認定の日及び当該特定農用地利用規程の有効期間の満了の日（平成17年改正措置令附則第33条第5項第3号、平成17年改正措置規則附則第14条第9項各号）

市町村長

ソ 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間

市町村長

が満了した場合において、当該満了の日から2月を経過する日までに、新たに基盤強化法第12条第1項の認定を受けた農業経営改善計画に係る認定農業生産法人の名称及び所在地、有効期間が満了した特定農用地利用規程に係る当該満了の日並びに新たに認定を受けた農業経営改善計画の当該認定の日及び当該農業経営改善計画の有効期間の満了の日（平成17年改正措置令附則第33条第5項第4号、平成17年改正措置規則附則第14条第11項第1号）

(2) 特例農地等についての相続税の納税猶予に係るもの

証 明 事 項 等	証 明 等 を 行 う べ き 者
ア 相続人が相続又は遺贈により取得した農地及び採草放牧地以外の土地のうち当該相続人から証明申請のあった土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされているものであって、開発して農地又は採草放牧地として当該相続人の農業の用に供することが適当であるものと認められる旨の証明（措置法第70条の6第1項、措置令第40条の7第4項、措置規則第23条の8第2項）	市町村長
イ 特例農地等について、旧農地法の規定に基づき草土地利用権の設定に関する承認若しくは裁定又は買い取るべき旨の裁定をした旨の証明（措置令第40条の7第8項、措置規則第23条の8第4項）	都道府県知事
ウ 特例農地等について、草土地利用権の設定を受け、又は当該草土地利用権の設定に係る特例農地等の買取りをした旨及び当該設定又は買取りに係る旧農地法第75条の2第1項に規定する土地所有者等が当該特例農地等を他の者とともに共同利用する旨の証明（措置令第40条の7第8項、措置規則第23条の8第4項）	当該設定を受け又は当該買取りをした市町村長又は農業協同組合
エ 特例農地等について、農地法その他の法令の規定に基づき許可、あっせん、通知、届出の受理等の行為をしたことにより、当該特例農地等につき権利の移転等があったことを知った場合におけるこれらの事実が生じた旨の所轄税務署長又は国税庁長官への通知（措置法第70条の6第40項、措置規則第23条の8第30項）	市町村長 都道府県知事 農林水産大臣

オ 農業相続人が営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）を行った場合には、営農困難時貸付農地等が存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める証明（措置法第70条の6第27項、措置令第40条の7第51項、措置規則第23条の8第25項。以下力からコまで同じ。）

(7) 農地保有合理化事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農地保有合理化事業のために行う貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後1年間（新たな営農困難時貸付けを行う場合には、1月間）を経過する日まで当該相続人から引き続き申込みを受けていたことを証するもの

農地保有合理化法人

(i) 農地利用集積円滑化事業を実施している地域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農地利用集積円滑化事業のために行う貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後1年間（新たな営農困難時貸付けを行う場合には、1月間）を経過する日まで当該相続人から引き続き申込みを受けていたことを証するもの

農地利用集積円滑化団体

(ii) 利用権設定等促進事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けの申込みを受け、かつ、申込日以後1年間（新たな営農困難時貸付けを行う場合には、1月間）を経過する日まで当該相続人から引き続き申込みを受けていたことを証するもの

市町村長

カ 農業相続人が営農困難時貸付け（営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った営農困難時貸付けを含む。）を措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けにより行った場合に、営農困難時貸付けを行った農地等がオの(7)から(ii)までに掲げる地域及び区域のいずれかに存しない場合には、その旨の証明

市町村長

キ 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等について行う新たな営農困難時貸付けが、次に掲げる事業のために行われたものである場合（当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われたものである場合

を除く。）には、営農困難時貸付けを行った旨及び当該貸付年月日の証明

(7) 農地保有合理化事業

農地保有合理化法人

(i) 農地利用集積円滑化事業

a 農地売買等事業

農地利用集積円滑化団体

b 農地所有者代理事業

市町村長

ク 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等について行う新たな営農困難時貸付けが、農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、当該農地利用集積計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明

市町村長

ケ 耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付農地等について、農業相続人が1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みがあることにつき税務署長へ承認の申請をする場合には、当該営農困難時貸付農地等の存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める証明

(7) 農地保有合理化事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について農業相続人から農地保有合理化事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの

農地保有合理化法人

(i) 農地利用集積円滑化事業を実施している地域においては、当該営農困難時貸付農地等について農業相続人から農地利用集積円滑化事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの

農地利用集積円滑化団体

(ii) 利用権設定等促進事業を実施している区域においては、当該営農困難時貸付農地等について、農業相続人から農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたこと

市町村長

コ 耕作の放棄又は権利消滅があった営農困難時貸付特例農地等について、農業相続人が1年以内に新たな営農困難時貸付けを行う見込みがあることにつき税務署長へ承認の申請をする場合に、当該営農困難時貸付特例農地等がケの(7)から(ii)までに掲げる地域又は区域のいずれかに存しない場合には、その旨の証明

市町村長

サ 農業相続人の行った特定貸付け（特定貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸

付けを含む。)が、次に掲げる事業のために行われた貸付けである場合(当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われたものである場合を除く。)には、当該特定貸付けを行った旨及び当該貸付年月日の証明(措置法第70条の6の2第1項、第2項及び第4項、措置令第40条の7の2第1項、第2項及び第5項、措置規則第23条の8の2第2項イ及びロ、第4項第1号及び第7項)

(7) 農地保有合理化事業

(i) 農地利用集積円滑化事業

a 農地売買等事業

b 農地所有者代理事業

シ 農業相続人の行った特定貸付け(特定貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、新たに行った特定貸付けを含む。)が、農用地利用集積計画の定めるところにより行われた貸付けである場合には、当該農用地利用集積計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明(措置法第70条の6の2第1項、第2項及び第4項、措置令第40条の7の2第1項、第2項及び第5項、措置規則第23条の8の2第2項第1号ハ、第4項第1号及び第7項)

ス 旧法猶予適用者(改正農地法の施行日以前に措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている者をいい、特例農地等のうちに相続等により取得をした日において都市営農農地等(措置法第70条の4第2項第4号に規定する都市営農農地等をいう。以下同じ。)を有しないものに限る。)が措置法第70条の6の2第1項の規定の適用を受けようとする場合であって、その特例農地等のうちに相続等により取得した日において市街化区域内農地等であるものを有する場合には、その旨及び当該特例農地等の明細を記載した書類(措置法第70条の6の2第1項、措置令第40条の7の2第1項、措置規則第23条の8の2第2項第2号)

セ 耕作の放棄又は権利消滅があった特定貸付農地等について、新たな特定貸付けを行う見込みがあることにつき税務署長へ承認の申請をする場合には、耕作の放棄又は権利消滅があった特定貸付農地等が存する次に掲げる地域又は区域の区分に応じそれぞれ次に定める証明(措置法第70条の

農地保有合理化法人

農地利用集積円滑化団体

市町村長

市町村長

市町村長

6の2第3項、措置令第40条の7の2第3項、措置規則第23条の8の2第6項)

(7) 農地保有合理化事業を実施している区域においては、当該特定貸付農地等について農業相続人から農地保有合理化事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの

(i) 農地利用集積円滑化事業を実施している地域においては、当該特定貸付農地等について農業相続人から農地利用集積円滑化事業のために行う貸付けの申込みを受けたことを証するもの

(ii) 利用権設定等促進事業を実施している区域においては、当該特定貸付農地等について、農業相続人から農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付けの申込みを受けたことを証するもの

ソ 農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、次に掲げる事業のために譲渡した場合(農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合を除く。)には、当該特例農地等について、当該事業のために買入れを行った旨及び当該買入の年月日の証明(措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第8項、措置規則第23条の8第4項第2号イ及びロ)

(7) 農地保有合理化事業

(i) 農地利用集積円滑化事業

a 農地売買等事業

b 農地所有者代理事業

タ 農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合には、当該農用地利用集積計画を公告した旨及び当該公告の年月日の証明(措置法第70条の6第1項第1号、措置令第40条の7第8項、措置規則第23条の8第4項第2号ハ)

チ 農業相続人が、農用地区域内にある特例農地等について、農地保有合理化事業若しくは農地利用集積円滑化事業のために譲渡した場合又は農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合には、当該特例農地等が農用地区域内にある旨の証明(措置法第70条の6第1項第1号、措置令

農地保有合理化法人

農地利用集積円滑化団体

市町村長

農地保有合理化法人

農地利用集積円滑化団体

市町村長

市町村長

市町村長

第40条の7第8項、措置規則第23条の8第4項第2号)

ツ 農業相続人（相続又は遺贈により取得をした日において都市営農農地等である特例農地等を有しないものに限る。）が有する特例農地等のうちに市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地がある場合には、当該農地等が市街化区域内農地等である旨の証明（措置法第70条の6第30項、措置規則第23の8第3項第7号）

市町村長

第2 証明等の事務処理に当たって留意すべき事項

1 農業委員会が行うべき証明等関係

(1) 第1の1の(1)のア及びイの証明関係

ア 贈与者が措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人」に該当するか否か及び受贈者が措置令第40条の6第5項第3号の規定による農業経営を行うと認められる者に該当するか否かについては、「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（昭和50年11月4日付直資2-224、直審5-32、徴管2-65国税庁長官通達（以下「国税庁長官通達」という。））の記の70の4-6に留意するとともに、贈与者が贈与の日まで引き続き3年以上農業を営んでいたか否か及び受贈者が引き続き3年以上農業に従事していたか否かを判断するに当たっては、国税庁長官通達の記の70の4-7及び70の4-11に留意すること。

イ 農地等の確認に当たっては、国税庁長官通達の記の70の4-1及び70の4-12に留意するとともに、国税庁長官通達の記の70の4-7に規定する経営移譲を受けた者に農地を贈与する場合には、その農地の取扱いについて、国税庁長官通達の記の70の4-12の2に留意すること。

ウ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式1号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」によること。

(2) 第1の1の(1)のウの証明関係

この証明を行うに当たっては、受贈者が農業生産法人に出資をするための農地法第3条の許可があったこと及び当該受贈者がその年齢、就業状態等からみて、当該農業生産法人の常時従事者となると認められるか否かを確認の上、別紙様式2号「農地等の出資等に係る証明書」により証明を行うこと。

(3) 第1の1の(1)のエ及びオの証明関係

ア 第1の1の(1)のエの証明を行う場合において、推定相続人が使用貸借による権利の設定を受けた日まで引き続き3年以上農業に従事していたか否かを判断するに当たっては、国税庁長官通達の記の70の4-42に留意するとともに、推定相続人が措置令第40条の6第13項第3号の規定による農業経営を行

うと認められる者に該当するか否かについては、国税庁長官通達の記の70の4-6に留意すること。

イ 第1の1の(1)のオの証明を行うに当たっては、受贈者がその年齢、就業状態等からみて、推定相続人が営むこととなる農業に従事する見込みであるか否かを確認の上、証明を行うこと。

ウ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式3号「推定相続人等に関する適格者証明書」によること。

(4) 第1の1の(1)のカの証明関係

(3)のアに準じて取り扱うこととし、証明書の様式は別紙様式4号「贈与税・相続税の納税猶予に係る他の推定相続人等に関する適格者証明書」によること。

(5) 第1の1の(1)のキの証明関係

この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該受贈者が推定相続人が使用していた農地等につき農業経営を開始したことを確認の上、別紙様式5号「農業経営を開始したと認められる旨の証明書」により証明を行うこと。

(6) 第1の1の(1)のクの証明関係

ア この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該受贈者が納税猶予の特例の適用を受けている農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付けを引き続き行っていることを確認の上、別紙様式6号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」又は別紙様式7号「引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書」により証明を行うこと。

イ 措置法第70条の4第1項に規定する受贈者の贈与により取得した農地等が災害、疾病等のためやむを得ず一時的に農業の用に供されていない土地に該当することとなった場合にあっては、その土地は、その者の農業の用に供している農地等に該当するものとして取り扱うことに留意すること（国税庁長官通達の記の70の4-12）。

(7) 第1の1の(1)のケの証明関係

この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該推定相続人が使用貸借による権利が設定されている農地等に係る農業経営を引き続き行っていること及び当該受贈者が当該推定相続人の営む当該農地等に係る農業に従事していることを確認の上、別紙様式8号「引き続き農業経営を行っている等の証明書」により証明を行うこと。

(8) 第1の1の(1)のコの通知関係

ア 措置法第70条の4第35項の「法令の規定に基づき許可、あつせん、通知、届出の受理その他の行為をしたことにより……を知った場合」とは、受贈者

が贈与により取得した農地等につき農業委員会が、例えば次の行為をしたことにより権利の移転等があったことを知ったときであること。

- (ア) 農地法第3条第1項の規定による許可
- (イ) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による届出の受理
- (ウ) 農地法第32条の規定による通知
- (エ) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第6条第1項第1号に基づく農地等の利用関係の調整
- (オ) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第97条による交換分合

イ 農業委員会は、この通知事務的確な処理を図るため別紙様式1号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明書」の控えをもって年次別に「贈与税の納税猶予に係る農地等整理台帳」を作成し保管するものとし、アに掲げる行為をしたことにより当該納税猶予に係る農地等につき権利の移転等があったことを知った場合及び所轄税務署から次の通知があった場合には、その都度補正を行うこと。

なお、事務処理の便宜に資するため別紙様式9号による索引簿を備え付けることが望ましい。

- (ア) 納税猶予の申告に係る農地等のうちに納税猶予の適用のある農地等に該当しないものがある旨の通知
- (イ) 納税猶予の申告に係る事案が、納税猶予の規定に該当しない旨の通知
- (ウ) 受贈者が納税猶予の規定の適用を受ける農地等の譲渡等をした後、代替農地等を取得した旨の通知
- (エ) 納税猶予に係る贈与税の額の全部について猶予期限が確定した旨の通知
- (オ) 納税猶予の規定の適用を受けることとなった受贈者に関する事項についての通知
- (カ) 営農困難時貸付けの規定の適用を受けることとなった又は受けないこととなった受贈者に関する事項についての通知

ウ 農業委員会は、アに掲げる行為をした場合には、イの台帳により当該行為に係る農地等が納税猶予の規定の適用を受ける農地等であるか否かを確認の上、納税猶予の規定の適用を受ける農地等であるときは、別紙様式10号「農地等の異動事実の通知書」により所轄税務署長に通知すること。

なお、当該通知に係る事案が次のいずれかに該当するか否かを確認の上、該当する場合には、それぞれ、その旨を通知書の摘要欄に記載すること。

- (ア) 農地法第2条第2項各号に掲げる事由により行う一時貸付け
- (イ) 水田の裏作の目的に供するために行う貸付け
- (ウ) 権利の設定又は移転の効力の発生時期が許可等の日の翌日以後の日に定められているもの

(イ) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）の規定に基づく経営移譲年金（以下単に「経営移譲年金」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金（以下単に「特例付加年金」という。）の支給を受けるための、受贈者の推定相続人に対する使用貸借による権利の設定に係る農地法第3条第1項の規定による許可をした場合において、当該受贈者が農地等の所在の関係から都道府県知事又は他の農業委員会にも、同項の規定による許可の申請をしており、又はしようとしているとき。

(9) 第1の1の(1)のサの通知関係

納税猶予の規定の適用を受ける準農地に係る贈与税の申告書の提出期限後10年を経過することとなる場合は、所轄税務署長からあらかじめ農業委員会に対し、当該準農地の明細及び当該準農地の受贈者について連絡があるので、当該連絡を受けた農業委員会は、速やかに、現地調査を実施して当該準農地の利用の形態その他の現況を確認の上、当該10年を経過する日から1月を経過する日までに、別紙様式11号「準農地の現況等に関する通知書」により所轄税務署長に通知すること。

(10) 第1の1の(1)のシの証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けに該当するためには、次のすべてを満たす必要があることに留意すること（措置法第70条の4第21項、措置令第40条の6第45項及び第46項）。

(ア) 受贈者が、特例農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態であること

(イ) 特例農地等について次のaからcまでのいずれかの地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付けを行ったこと

a 措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け

b 特例農地等が、次の(a)から(c)までの区域等（以下「農地保有合理化事業等の区域」という。）のいずれにも存しない場合における貸付け（措置令第40条の6第46項）

(a) 農地保有合理化事業を実施している区域

(b) 農地利用集積円滑化事業を実施している地域

(c) 利用権設定等促進事業を実施している区域

c 措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）における貸付け

イ アの(7)に規定する「当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態」とは、贈与税の申告書の提出期限後において、受贈者に次のいずれかの事由が生じたことをいう（措置令第40条の6第45項）。

(7) 精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級であるもの）の交付を受けたこと

(イ) 身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級であるもの）の交付を受けたこと

(ロ) 要介護認定（要介護状態区分が5のもの）を受けたこと

ウ 贈与税の申告書の期限において既にイに該当している者は、贈与税の申告書の提出期限後において、受贈者に次のいずれかの事由が生じた場合に営農困難時貸付けを行うことができることに留意すること。

(7) 既に身体障害者手帳（身体上の障害の程度が2級であるもの）の交付を受けていた者が、当該贈与税の申告書の提出期限後に、当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が1級に変更された場合

(イ) 既に身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級であるもの）の交付を受けていた者が、当該贈与税の申告書の提出期限後に、当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が新たに記載された場合

(ロ) 既にイに該当している者が、当該贈与税の申告書の提出期限後に、新たに当該受贈者にイに掲げる事由が生じた場合

エ この証明は、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条第1項に定める受理通知書又はその写し（以下「農地法第3条届出受理通知書」という。）によるものとする。

オ 当該営農困難時貸付けが、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業（農地売買等事業に限る。）のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(1)の力に定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

カ この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること（措置令第40条の6第47項。以下(12)までにおいて同じ。）。

(11) 第1の1の(1)のスの証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは(10)のアからウまでに準じて判断すること。

特に、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けは、(10)のアの(イ)のb又はcに該当する場合に行うことができることに留意する

こと。

イ (10)のアの(イ)のbに規定する「特例農地等が、農地保有合理化事業等の区域のいずれにも存しない場合」は、ウに規定する貸付けの申込みを行うことなく、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け以外の貸付けを行うことができる。

ウ (10)のアの(イ)のcに規定する「措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体又は利用権設定等促進事業を行っている市町村に対して、当該特例農地等に係る措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けができない場合をいう（措置令第40条の6第46項）。

エ 営農困難時貸付け農地等に耕作の放棄又は権利消滅があったために、当該営農困難時貸付け農地等につき新たな営農困難時貸付けを行う場合には、ウに規定する貸付けの申込みを継続して行う期間が、「当該申込みを行った日後1年を経過する日まで」に短縮されることに留意すること（措置令第40条の6第56項）。

オ 「農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日」の証明は、当該許可の申請者に対して交付する当該許可に係る指令書又はその写し（以下「農地法第3条許可書等」という。）により行うこととし、また、「当該営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項の許可を受けることを要しない旨」の証明は、別紙様式12号「農地法第3条第1項の許可不要である旨の証明書」により行うこと。

(12) 第1の1の(1)のセの証明関係

この証明を行うに当たっては、現地調査により申請者が営農困難時貸付け農地等の用に供されていた農地等について自ら営農を開始していることを確認の上、証明書の様式は、別紙様式13号「農業の用に供した旨の証明書（営農困難時貸付け）」により証明を行うこと。

(13) 第1の1の(1)のソ及びタの証明関係

ア この証明を行う場合において、農地法第2条第3項に規定する農業生産法人と認められるか否かを判断するに当たっては、「農地法関係事務処理要領」（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）の別紙1の様式例第1号の1の別紙「農業生産法人としての事業等の状況」又は事務処理要領の様式例第5号の1「農業生産法人要件報告書」により確認するとともに、特定農業生産法人に該当するか否かの判断については、次により確認を行うこと。

(7) 特定農業生産法人が認定農業生産法人又は認定特定農業法人に該当しているか否か。

(イ) 受贈者が農業生産法人の理事、業務執行権を有する社員又は取締役（当該農業生産法人が認定農業生産法人である場合にあっては、代表権を有する者であること）となっているか否か（平成17年改正措置令附則第33条第3項第2号）。

(ロ) 受贈者が農業生産法人の農地法第2条第3項第2号ニに規定する常時従事者である組合員、社員又は株主であって、次に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各区分に定める要件を満たすものであるか否か（平成17年改正措置令附則第33条第3項第3号）。

(i) 認定農業生産法人の組合員、社員又は株主である場合 当該認定農業生産法人の行う農地法第2条第3項第1号に規定する農業に従事する日数が1年間のうち150日以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に従事する日数が1年間のうち60日以上であること（平成17年改正措置令附則第33条第3項第3号イ）。

(ii) 認定特定農業法人の組合員、社員又は株主である場合 当該認定特定農業法人の行う農地法第2条第3項第1号に規定する農業に従事する日数が1年間のうち別紙様式14号の別紙により算出した日数（最短で60日、最長で150日）以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に従事する日数が1年間のうち60日以上であること（平成17年改正措置令附則第33条第3号ロ）。

イ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式14号「特定農業生産法人に関する証明書」によること。

(14) 第1の1の(1)のチの証明関係

ア この証明を行う場合において、農地法第2条第3項に規定する農業生産法人と認められるか否かを判断するに当たっては、事務処理要領の別紙1の様式例第1号の1の別紙「農業生産法人としての事業等の状況」又は事務処理要領の様式例第5号の1「農業生産法人要件報告書」により確認するとともに、特定農業生産法人に該当するか否かの判断については、次により確認を行うこと。

(7) 受贈者が農業生産法人の理事、業務執行権を有する社員又は取締役となっており、かつ、代表権を有すること（平成7年改正措置令附則第28条第3項第1号）。

(イ) 受贈者が、1年間のうちに農業生産法人の行う農地法第2条第3項第1号に規定する農業に従事する日数が150日以上であり、かつ、その農業に必要な農作業に主として従事すると認められる農業生産法人の常時従事者で

ある組合員、社員又は株主となっていること（平成7年改正措置令附則第28条第3項第2号）。

イ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式15号「旧特定農業生産法人に関する証明書」によること。

(15) 第1の1の(2)のア及びイの証明関係

ア 「農業を営んでいた個人」及び「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」については、国税庁長官通達の記の70の6-4、70の6-5、70の6-6、70の6-8及び70の6-10に留意するとともに、特に次に留意すること。

(7) 「農業を営んでいた個人」には措置令第40条の7第1項に規定する者のほか、次のaからcまでに掲げる者を含むことに留意すること。

a 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けを行っていた受贈者

b 措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けを行っていた農業相続人

c 措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けを行っていた者。

(イ) 「農業経営を開始し、その後引き続き当該農業経営を行うと認められる者」には、措置令第40条の7第2項に規定する者のほか、次のa又はbに掲げる者を含むことに留意すること。

a 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けを行っていた受贈者であって、贈与者の死亡により、特例農地等が措置法第70条の5第1項の規定により当該贈与者から相続等により取得した者とみなされる者

b 相続等により取得した農地等について、相続税の申告期限までに措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けにより貸付けを行っている農業相続人

なお、特定貸付農地等を相続等により取得し、相続後においても当該特定貸付けを継続させる場合には、農業相続人と当該特定貸付農地等の借受者との間で新たに特定貸付けを行い直す必要はない。

イ 相続人が被相続人からの相続又は遺贈により取得した農地及び採草放牧地につき、相続税の申告書の提出期限（相続の開始を知った日の翌日から10ヶ月）までに農業経営を開始しその後引き続き当該農業経営を行うと認められるか否かの判断は次により行うこと。

(7) 相続人が相続開始前から農業に従事していた場合には、それまでの農業に従事した実績、その農業経営の状況、農業経営に対する意欲及び能力等からみて引き続き農業経営を行うものと認められるか否か。

(イ) 相続人が相続開始前から継続して農業に従事していなかった場合には、農地及び採草放牧地につき農業経営を開始し、現に耕作又は養畜の事業を行っているか否か、又は相続税の申告期限までに住居を移転し、若しくは職業を転換する等農業経営を開始し、かつ継続するために必要となる措置を講じ若しくは講ずる見込みがあると認められるか否か並びに農業経営に対する意欲及び能力等からみて引き続き農業経営を行うものと認められるか否か。

(ロ) 措置令第40条の7第2項に規定する「農業経営」とは、経営規模の大小、経営形態にかかわらず被相続人からの相続又は遺贈により取得した農地及び採草放牧地につき耕作又は養畜の事業を営むことをもって足りるものであり、相続人が専業であると兼業であることを問わないものであること。

ウ 農地等の確認に当たっては、国税庁長官通達の記の70の6-1及び70の6-13に留意するとともに、被相続人の死亡の日前に、当該被相続人が所有する農地等に関し当該被相続人の親族に農業経営が移譲されている場合には、その農地の取扱いについて、国税庁長官通達の記の70の6-13の2に留意すること。

エ 証明を行う場合の証明書の様式は、別紙様式16号「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」によること。

(16) 第1の1の(2)のウの証明関係

(2)に準じて取り扱うこと。

(17) 第1の1の(2)のエの証明関係

(4)に準じて取り扱うこと。

(18) 第1の1の(2)のオの証明関係

(5)に準じて取り扱うこと。

(19) 第1の1の(2)のカの証明関係

ア この証明を行うに当たっては、申請者からの事情聴取のほか要すれば現地調査を行う等により、当該農業相続人が納税猶予の特例の適用を受けている農地等に係る農業経営又は営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを引き続き行っていることを確認の上、別紙様式6号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」又は別紙様式7号「引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書」若しくは別紙様式17号「引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書」により証明を行うこと。

イ 措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人の相続により取得した農地等が災害、疾病等のためやむを得ず一時的に農業の用に供されていない土地に該当することとなった場合にあっては、その土地は、その者の農業の用に供している農地等に該当するものとして取り扱うことに留意すること（国税

庁長官通達の記の70の6-13の3）。

(20) 第1の1の(2)のキの証明関係

(7)に準じて取り扱うこと。

(21) 第1の1の(2)のクの通知関係

(8)に準じて取り扱うこと。なお、相続税の納税猶予においては、(8)のイに掲げる所轄税務署長の通知に、特定貸付けの規定の適用を受けることとなった又は受けなかったこととなった農業相続人に関する事項についての通知が加わることに留意すること。

(22) 第1の1の(2)のケの通知関係

(9)に準じて取り扱うこと。

(23) 第1の1の(2)のコの証明関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けに該当するためには、次のすべてを満たす必要があることに留意すること（措置法第70条の6第27項、措置令第40条の7第49項及び第50項）。

(7) 農業相続人が、特例農地等について当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態であること

(イ) 特例農地等について、次のa又はbの地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づく貸付けを行ったこと

a 特例農地等が、農地保有合理化事業等の実施区域のいずれにも存しない場合の貸付け

b 特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）における貸付け

イ アの(7)に規定する「当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態」は、(10)のイ及びウに準じて取り扱うこと。

ウ 農業相続人がアの(7)の状態である場合にあっては、特例農地等について措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けを行った場合には、当該貸付けは特定貸付けに位置付けられ、営農困難時貸付けには当たらないことに留意すること（(10)のアに規定する贈与税の納税猶予における営農困難時貸付けとの違いに留意すること。）。

エ アの(イ)のaに規定する「特例農地等が、農地保有合理化事業等の実施区域のいずれにも存しない場合」は、(11)のイに準じて取り扱うこと（措置令第40条の7第50項）。

オ アの(イ)のbに規定する「措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」は、(11)のウ及びエに準じて取り扱うこと（措置令第40条の

7第50項及び第56項)。

カ 「農地法第3条第1項の許可を受けたこと及び当該許可をした年月日」の証明は、農地法第3条許可書等により行うこととし、また「当該営農困難時貸付けにつき農地法第3条第1項の許可を受けることを要しない旨」の証明は、別紙様式12号「農地法第3条第1項の許可不要である旨の証明書」により行うこと。

キ この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること(措置令第40条の7第51項。以下(25)までにおいて同じ。)

(24) 第1の1の(2)のサの証明関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、(23)のアからオまでに準じて判断すること。

イ 営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合には、当該営農困難時農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けにより行った場合であっても、当該貸付けは措置法第70条の6第27項の規定が適用される営農困難時貸付けとして取り扱われることに留意すること。

ウ この証明を行うに当たっては、農地法第3条届出受理通知書により行うものとする。

エ 当該営農困難時貸付けが、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業(農地売買等事業に限る。)のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(2)のクに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

(25) 第1の1の(2)のシの証明関係

(12)に準じて取り扱うこと。

(26) 第1の1の(2)のスの証明関係

ア 措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けの対象となる農地又は採草放牧地とは、市街化区域外に所在し、かつ農地保有合理化事業等の区域に存する農地又は採草放牧地に限られることに留意すること。また、次に掲げる特例農地等は特定貸付けの対象とはならないことに留意すること。

(7) 準農地である特例農地等

(イ) 措置令第40条の7第65項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例農地等

(ロ) 措置法第70条の6第9項(年金特例)の規定の適用を受ける特例農地等

(ハ) 措置法第70条の6第10項(借換特例)に規定する貸付特例適用農地等

(ホ) 措置法第70条の6第21項に規定する一時的道路用地等の用に供するため同項に規定する地上権等の設定等に基づく貸付けの対象となっている特例農地等

(ハ) 措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けの対象となっている特例農地等

イ 営農困難時貸付農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合に、当該営農困難時農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けにより行った場合であっても、当該貸付けは措置法第70条の6第27項の規定が適用される営農困難時貸付けであり、措置法第70条の6の2の規定の適用はないことに留意すること。

ウ この証明を行うに当たっては、農地法第3条届出受理通知書により行うものとする。

エ 当該特定貸付けが、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業(農地売買等事業に限る。)のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(2)のシに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

オ この証明を行うに当たっては、特定貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること(措置令第40条の7の2第2項。以下(27)において同じ。)

(27) 第1の1の(2)のセの証明関係

この証明を行うに当たっては、(6)に準じて取り扱うこととし、証明書の様式は、別紙様式18号「農業の用に供した旨の証明書(特定貸付け)」により証明を行うこと。

(28) 第1の1の(2)のソの証明関係

ア この証明を行うに当たっては、農地法第3条届出受理通知書により行うものとする。

イ 当該譲渡が、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業(農地売買等事業に限る。)のために行われたものであっても、当該譲渡が農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(2)のタに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

(29) その他処理上の留意事項

ア 農業委員会の開催日等との関連をも考慮して、証明書の交付が贈与税若しくは相続税の申告書又は納税猶予を継続するための届出書の提出期限内に行われるよう処理の迅速化に努めること。

イ 農地等の所在の関係から2以上の農業委員会に証明申請書が提出されてい

る場合は、これらの農業委員会における証明に当たっては、相互に連絡を取りつつ処理すること。

ウ 農業委員会は、措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けようとする者について、経営移譲年金又は特例付加年金を受給するための裁定が行われた場合には、裁定通知書（裁定が却下された場合にあっては、却下の通知書）の写しをその者の住所地を管轄する所轄税務署長に裁定又は却下の日の属する年の翌年1月31日までに送付すること。

エ 昭和50年における措置法の一部改正前に規定されていた贈与税の納期限の特例措置の適用を受けていた農地等については、当該納期限の特例措置は、それ以後も効力を有することとされているが、その場合の事務の取扱いは、贈与税の納税猶予の特例措置の事務の取扱いに準ずるものとするので留意すること。

オ 昭和50年における措置法の一部改正前に贈与税の納期限の特例措置の適用を受けていた農地等について、経営移譲年金を受給するため、贈与者の死亡の日前に推定相続人に対し、使用貸借による権利を設定した者についても、当該措置が継続されることとなっているが、その場合の事務の取扱いは、贈与税の納税猶予の特例措置の事務の取扱いに準ずるものとするので留意すること。

カ 改正農地法の施行日前に改正農地法第2条による改正前の基盤強化法（以下「旧基盤強化法」という。）に基づき行っていた次に掲げる貸付けは、措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けに該当することに留意すること。

(7) 旧基盤強化法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために都道府県農地保有合理化法人（同法第7条第1項の承認を受けた法人（同法第5条第2項第4号口の規定により農業経営基盤強化促進基本方針に定められた者に限る。）をいう。）に対し行っていた貸付け（ウ）に該当するものを除く。）

(イ) 旧基盤強化法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業のために旧市町村農地保有合理化法人（同法第7条第1項の承認を受けた法人（同法第6条第3項の規定により農業経営基盤強化促進基本構想に定められた者に限る。）をいう。以下同じ。）に対し行っていた貸付けのうち、次のいずれかに該当するもの（ウ）に該当するものを除く。）

a 旧市町村農地保有合理化法人が、改正農地法附則第12条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされている旧農地売買等事業（旧基盤強化法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業をいう。）を実施している場合における当該貸付け

b 旧市町村農地保有合理化法人が、基盤強化法第11条の9第1項の規定により農地利用集積円滑化事業規程（同項に規定する農地利用集積円滑化事業規程をいう。）の承認を受けている場合における当該貸付け

(ウ) 旧基盤強化法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行っていた貸付け

キ 改正農地法の施行日前に相続税の納税猶予制度の適用を受けていた農業相続人は、平成21年改正前措置法（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）第5条による改正前の措置法をいう。）第70条の6第1項に規定する農業相続人として取り扱われる。ただし、20年間の営農継続により猶予税額が免除される農業相続人が特定貸付けを行った場合には、当該農業相続人は措置法第70条の6第1項に規定する農業相続人とみなされ、同条第38項が適用されることにより、市街化区域内農地等以外の特例農地等に係る猶予税額の免除事由が「相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合」から「農業相続人が死亡した場合」に変更されることに留意すること。

2 市町村長、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、都道府県知事又は農林水産大臣が行うべき証明等関係

(1) 第1の2の(1)のアの証明関係

この証明の申請に係る土地が、市町村整備計画において農業上の用途区分が農地又は採草放牧地とされている土地であるか否かを当該市町村整備計画書により確認するとともに、当該土地を開発して農地又は採草放牧地として贈与を受けた者の農業の用に供することが適当であるものと認められるか否かを確認の上、別紙様式19号「贈与税・相続税の納税猶予の特例適用の準農地該当証明書」により証明を行うこと。

(2) 第1の2の(1)のイの証明関係

原則として、別紙様式20号「草地利用権の設定等に関する承認・裁定に係る証明書」により証明を行うものとするが、旧農地法第75条の2第5項（同法第75条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知書又は同法第75条の6第1項（同法第75条の8第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知書の写しをもって代えることができるものであること。

(3) 第1の2の(1)のウの証明関係

別紙様式21号「草地利用権の設定等に係る証明書」により証明を行うこと。

(4) 第1の2の(1)のエの通知関係

ア 措置法第70条の4第35項の「法令の規定に基づき許可、あつせん、通知、届出の受理その他の行為をしたことにより……を知った場合」とは、受贈者が贈与により取得した農地等につき、例えば、市町村長にあっては次の(エ)及

び(キ)に掲げる行為、都道府県知事にあつては次の(ア)から(ウ)まで並びに(オ)及び(カ)までに掲げる行為、農林水産大臣にあつては次の(イ)に掲げる行為をしたことにより権利の移転等があったことを知ったときであること。

- (ア) 農地法第3条第1項の規定による許可
- (イ) 農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可
- (ウ) 旧農地法第75条の5第1項又は第75条の8第1項の規定による裁定
- (オ) 基盤強化法第19条の規定による公告
- (カ) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第15条の2第1項の規定による許可
- (キ) 土地改良法第99条第1項又は第100条第1項の規定による交換分合に係る交換分合計画の認可
- (ク) 土地改良法第100条の2第1項又は農振法第13条の2第1項の規定による交換分合

イ 農村振興局長、地方農政局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事及び市町村長は、国税庁長官、所轄国税局長又は所轄税務署長から送付を受けた「贈与税の納税猶予の対象者等に関する通知書」により納税猶予の規定の適用を受ける者について、年次別(地方農政局長にあつては年次別及び都道府県別、都道府県知事にあつては年次別及び市町村別)に「納税猶予対象者名簿」を作成し保管するものとし、国税庁長官、所轄国税局長又は所轄税務署長から納税猶予に係る贈与税の額の全部について猶予期限が確定した旨の通知があった場合には、その都度補正を行うこと。

なお、事務処理の便宜に資するため別紙様式9号による索引簿を備え付けることが望ましい。

ウ 農村振興局長、地方農政局長、沖縄総合事務局長、都道府県知事及び市町村長は、それぞれアに掲げる行為をした場合には、イの名簿により当該行為に係る農地等の権利を有する者が納税猶予の規定の適用を受ける者であるか否かを確認の上、納税猶予の規定の適用を受ける者であるときは、農村振興局長にあつては国税庁長官に、地方農政局長にあつては所轄国税局長に、沖縄総合事務局長にあつては沖縄国税事務所長に、都道府県知事及び市町村長にあつては所轄税務署長に別紙様式10号「農地等の異動事実の通知書」により通知すること。

なお、当該通知に係る事案が次のいずれかに該当するか否か確認の上、該当する場合には、それぞれ、その旨を通知書の摘要欄に記載すること。

- (ア) 農地法第2条第2項各号に掲げる事由により行う一時貸付け
- (イ) 水田の裏作の目的に供するために行う貸付け
- (ウ) 措置令第40条の6第8項に掲げる施設又は宿舍の敷地にするために行う

転用

- (イ) 措置令第40条の6第11項に掲げる施設の用に供するために行う開発行為
 - (オ) 砂利採取のために行う一時転用
 - (カ) 権利の設定又は移転の効力の発生時期が許可等の日の翌日以後の日に定められているもの
 - (キ) 経営移譲年金又は特例付加年金の支給を受けるための、受贈者の推定相続人に対する使用貸借による権利の設定に係る農地法第3条第1項の規定による許可をした場合において、当該受贈者が農地等の所在の関係から他の都道府県知事又は農業委員会にも、同項の規定による許可の申請をしており、又はしようとしているとき。
 - (ク) 措置法第70条の4第8項から第14項までに規定する借換特例に係るもの
- 5) 第1の2の(1)のオの証明関係

ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(10)のアからウまでに準じて判断すること。

イ 農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体及び市町村長は、措置法第70条の4第1項の適用を受ける受贈者から営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式22号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めらるものとする。

また、農地利用集積円滑化事業(農地所有者代理事業に限る。)のために行われる貸付けに係る貸付申込書は、受贈者が農地利用集積円滑化団体と締結した農地等の貸付けに係る委任契約書(以下「委任契約書」という。)によることができるものとする。

ウ 別紙様式23号「営農困難時貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

エ 当該営農困難時貸付けが、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(1)のウに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

オ 当該営農困難時貸付けが、農地利用集積円滑化事業のうち農地所有者代理事業のために行われた場合には、農地利用集積円滑化団体ではなく市町村長がこの証明を行う必要があることに留意すること。この場合、市町村長は、農地利用集積円滑化団体からの事情聴取のほか要すれば契約書の写し等により事実確認を行った上、証明を行うこと。

カ この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったことを行わなければならないことに留意すること(措置令第40条の6第47項。以下(10)までにおいて同じ。)

(6) 第1の2の(1)のカの証明関係

- ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(10)のアからウまでに準じて判断すること。
- イ 市町村長は、措置法第70条の4第1項の適用を受ける受贈者から営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式22号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。
- ウ 別紙様式第24号「農用地利用集積計画を公告した旨の証明書(貸付)」により証明を行うこと。

(7) 第1の2の(1)のキの証明関係

- ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(11)のアからエまでに準じて判断すること。
- イ この証明を行うに当たっては、次により行うものとする。
- (7) 営農困難時貸付けを行った場合(イの場合を除く。)は、(5)のイ又は(6)のイの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後1年を経過していることを確認の上、別紙様式25号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書(1年)」により行う。
- (イ) 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行った場合は、(5)のイ又は(6)のイの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後1月を経過していることを確認の上、別紙様式26号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書(1月)」により行う。

(8) 第1の2の(1)のクの証明関係

- ア 受贈者の行った貸付けが、措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(11)のアからエまでに準じて判断すること。
- イ 別紙様式27号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(9) 第1の2の(1)のケの証明関係

- ア 受贈者の行う貸付けが、措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(10)のアからウまでに準じて判断すること。
- イ この証明を行うに当たっては、新たな営農困難時貸付けを行う見込みである受贈者から(5)のイ又は(6)のイの貸付申込書等又は委任契約書の提出を受けていることを確認の上、別紙様式28号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(10) 第1の2の(1)のコの証明関係

- ア 受贈者の行う貸付けが、措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(10)のアからウまでに準じて判断すること。

イ 別紙様式27号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(11) 第1の2の(1)のサ及びシの証明関係

別紙様式29号「農業経営改善計画・特定農用地利用規程の認定日等に関する証明書」により証明を行うこと。

(12) 第1の2の(1)のス、セ及びソの証明関係

別紙様式30号「新たな農業経営改善計画・特定農用地利用規程の認定日等に関する証明書」により証明を行うこと。

(13) 第1の2の(2)のアの証明関係

(1)に準じて取り扱うこと。

(14) 第1の2の(2)のイの証明関係

(2)に準じて取り扱うこと。

(15) 第1の2の(2)のウの証明関係

(3)に準じて取り扱うこと。

(16) 第1の2の(2)のエの通知関係

(4)に準じて取り扱うこと。

(17) 第1の2の(2)のオの証明関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、措置法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けに該当するか否かは、1の(23)のアからオまでに準じて判断すること(以下(22)までにおいて同じ。)

イ この証明を行うに当たっては、次により行うものとする。

(7) 営農困難時貸付けを行った場合(イの場合を除く。)は、(23)のイ又は(24)のアの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後1年を経過していることを確認の上、別紙様式25号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書(1年)」により行う。

(イ) 耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行った場合は、(23)のイ又は(24)のアの貸付申込書等又は委任契約書に記載された申込年月日後1月を経過していることを確認の上、別紙様式26号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書(1月)」により行う。

ウ この証明を行うに当たっては、営農困難時貸付けを行ったごとに行わなければならないことに留意すること(措置令第40条の7第51項。以下(22)までにおいて同じ。)

(18) 第1の2の(2)のカの証明関係

この証明を行うに当たっては、別紙様式27号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(19) 第1の2の(2)のキの証明関係

ア 別紙様式23号「営農困難時貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

イ 当該営農困難時貸付けが、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(2)のクに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

ウ 当該営農困難時貸付けが、農地利用集積円滑化事業のうち農地所有者代理事業のために行われた場合には、農地利用集積円滑化団体ではなく市町村長がこの証明を行う必要があることに留意すること。この場合、市町村長は、農地利用集積円滑化団体からの事情聴取のほか要すれば契約書の写し等により事実確認を行った上、証明を行うこと。

(20) 第1の2の(2)のクの証明関係

別紙様式第24号「農用地利用集積計画を公告した旨の証明書(貸付)」により証明を行うこと。

(21) 第1の2の(2)のケの証明関係

ア 農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体及び市町村長は、措置法第70条の6第1項の適用を受ける農業相続人から、耕作の放棄又は権利消滅のあった営農困難時貸付農地等について新たな営農困難時貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式22号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

また、農地利用集積円滑化事業(農地所有者代理事業に限る。)のために行われる貸付けに係る貸付申込書は、委任契約書によることができるものとする。

イ この証明に行うに当たっては、新たな営農困難時貸付けを行う見込みである農業相続人からイの貸付申込書等又は委任契約書の提出を受けていることを確認の上、別紙様式28号「営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(22) 第1の2の(2)のコの証明関係

別紙様式27号「営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書」により証明を行うこと。

(23) 第1の2の(2)のサの証明関係

ア 農業相続人の行った貸付けが、措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けに該当するか否かは、1の(26)のア及びイに準じて判断すること(以下(26)までにおいて同じ。)

イ 農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体及び市町村長は、措置法第

70条の6第1項の適用を受ける農業相続人から特定貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式22号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

また、農地利用集積円滑化事業(農地所有者代理事業に限る。)のために行われる貸付けに係る貸付申込書は、委任契約書によることができるものとする。

ウ 別紙様式31号「特定貸付けを行った旨の証明書」により証明を行うこと。

エ 当該特定貸付けが、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業のために行われたものであっても、当該貸付けが農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(2)のシに定める市町村長の証明が必要となることに留意すること。

オ 当該特定貸付けが、農地利用集積円滑化事業のうち農地所有者代理事業のために行われた場合には、農地利用集積円滑化団体ではなく市町村長がこの証明を行う必要があることに留意すること。この場合、市町村長は、農地利用集積円滑化団体からの事情聴取のほか要すれば契約書の写し等により事実確認を行った上、証明を行うこと。

(24) 第1の2の(2)のシの証明関係

ア 市町村長は、措置法第70条の6第1項の適用を受ける農業相続人から特定貸付けの申込みがあった場合には、別紙様式22号「貸付申込書」又はこれに準ずるものの提出を求めるものとする。

イ 別紙様式第24号「農用地利用集積計画を公告した旨の証明書(貸付)」により証明を行うこと。

(25) 第1の2の(2)のスの書類関係

別紙様式32号「市街化区域内農地等の明細書」又はこれに準ずるものにより作成すること。

(26) 第1の2の(2)のセの証明関係

この証明に行うに当たっては、新たな特定貸付けを行う見込みである農業相続人から(23)のイ又は(24)のアの貸付申込書等又は委任契約書の提出を受けていることを確認の上、別紙様式33号「特定貸付農地等に係る貸付申込証明書」により行うものとする。

(27) 第1の2の(2)のソの証明関係

ア 別紙様式34号「農地保有合理化事業等のために譲渡した旨の証明書」により証明を行うこと。

イ 当該譲渡が、農地保有合理化事業又は農地利用集積円滑化事業のために行われたものであっても、当該譲渡が農用地利用集積計画の定めるところにより行われた場合には、この証明ではなく、第1の2の(2)のタに定める市町村

長の証明が必要となることに留意すること。

ウ 当該譲渡が、農地利用集積円滑化事業のうち農地所有者代理事業のために行われた場合には、農地利用集積円滑化団体ではなく市町村長がこの証明を行う必要があることに留意すること。この場合、市町村長は、農地利用集積円滑化団体からの事情聴取のほか要すれば売買契約書の写し等により事実確認を行った上、証明を行うこと。

(28) 第1の2の(2)のタの証明関係

別紙様式第35号「農用地利用集積計画を公告した旨の証明書（譲渡）」により証明を行うこと。

(29) 第1の2の(2)のチの証明関係

別紙様式36号「特例農地等が農用地区域にある旨の証明書」により証明を行うこと。

(30) 第1の2の(2)のツの証明関係

別紙様式37号「特例農地等が市街化区域内農地等である旨の証明書」により証明を行うこと。

贈与税の納税猶予に関する適格者証明書

証 明 願			
(年号) 年 月 日			
農業委員長 殿			
農地等の受贈者氏名			印
<p>下記の事実に基づき、贈与者及び私が租税特別措置法施行令第40条の6第1項(各号列記の部分を除く。)及び第6項各号に該当することを証明願います。</p> <p>なお、贈与者は租税特別措置法施行令第40条の6第1項各号に該当する事実はありません。</p>			
1. 農地等の贈与者			
住所	氏名	職業	
農業を営んでいた期間	自(年号)年月年 至(年号)年月年	贈与者が農業経営者でない場合	農業経営者の氏名 農業経営者と贈与者との同居・別居の別 同居・別居
2. 農地等の受贈者			
住所	氏名	職業	
生年月日	(年号) 年 月 日	贈与者との続柄	贈与時における贈与者との同居・別居の別 同居・別居
農業に従事していた期間	年	農業関係学校の在学期間(学校 科(年号) 年卒業)	農業の専従・兼従期間(自(年号) 年至(年号)年 月 日)
農地等の贈与を受けた年月日	(年号) 年 月 日	(農地法の許可年月日(年号) 年 月 日)	
特例の適用を受けようとする農地等の明細	別表のとおり	左の農地等による農業経営の開始年月日	(年号) 年 月 日
その他参考事項			
<p>上記の証明願のとおり、農地等の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法施行令第40条の6第1項(各号列記の部分を除く。)及び第6項各号に該当することを証明する。</p> <p>(年号) 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">農業委員長 印</p>			

別表 特例適用農地等の明細書

贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける者	住 所	※ 3年毎の継続届出書の整理欄			
	氏 名	1回目	2回目	3回目	4回目
		5回目	6回目	7回目	8回目
農地等の贈与を受けた年月日		(年号) 年 月 日			
特例適用農地等の明細					
番号	田、畑、採草放牧地又は準農地の別	登記簿上の地目	所在場所	市街化区域内外の別	面積(m) ※ 譲渡等、耕作の放棄又は買取りの申出等についての整理欄
1				内・外	
2				内・外	
19				内・外	
合 計					

(説明・記載要領)

- 贈与税の納税猶予に関する適格者証明書
この証明書は、農地等の生前一括贈与を受けた人が、贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける場合の贈与者及び受贈者が適格要件に該当する旨の証明書です。
この証明書の交付を受けるためには、証明願の各欄に必要な事項を記載して申請します。
- 1 証明願の手続
- (1) この証明願は、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けようとする人が、贈与により取得した農地及び採草放牧地の所在地の市町村の農業委員会に提出します。
(注) その市町村に農業委員会が設置されていない場合には、その農地等の所在地の市町村長に提出します。
 - (2) 証明願は、税務署提出用及び農業委員会控用として2部提出して下さい。
 - (3) 準農地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明を受け、その証明書の写し1部を、この証明願に添付して下さい。
なお、この証明願を提出する時までに、準農地の証明が受けられない場合には、準農地の証明書はあとから提出してさしつかえありません。
- 2 証明願の記載要領
- (1) 「1 農地等の贈与者」欄
この欄は、この特例の適用を受ける人が、次により農地等の贈与者について該当する事項を記載します。
イ 「職業」欄は、贈与者の贈与時における職業を「専業農業」、「兼業農業」、「無職」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

- ロ 「農業を営んでいた期間」は、「農業開始の年月が正確に分からないときは、例えば昭和30年以前という程度の記載でさしつかえありません。
- ハ 「贈与者が農業経営者でない場合」欄は、次により記載します。
- (注) 贈与者が農業経営者である場合には、この欄の「農業経営者の氏名」欄に斜線を引いてください。
- (イ) 「農業経営者の氏名」欄は、特例の適用を受けようとする農地等の贈与時において、贈与者が農業経営者でない場合に、その農業経営者の氏名を記載します。
- (ロ) 「農業経営者と贈与者との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、上記(イ)の農業経営者が贈与者と生計を同一にしている場合には「同居」を、贈与者と生計を別にしてしている場合には「別居」を、それぞれ○で囲みます。
- (2) 「2 農地等の受贈者」欄
- この欄は、この特例の適用を受ける農地等の受贈者について、次により該当する事項を記載します。
- なお、農業委員会において受贈者が贈与者の推定相続人に該当すること及び農地等の贈与を受けた日において年齢が18歳以上であることを確認するため必要ですから、戸籍の謄本又は抄本を呈示してください。
- イ 「職業」欄には、受贈者のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「兼業農業」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「○○販売業」、「○○農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。
- ロ 「贈与時における贈与者との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、贈与者と生計を同一にしていた場合には「同居」を、贈与者と生計を別にしていた場合には「別居」を、それぞれ○で囲みます。
- ハ 「農業に従事していた期間」欄は、受贈者が贈与の日まで引き続いて農業に専従又は兼従していた期間を記載します。この場合、農業関係学校に在学していた期間も通算されます。
- ニ 「農地等の贈与を受けた年月日」欄は、原則として農地法第3条の許可年月日を記載します。ただし、贈与契約日において農地法第3条の許可後に贈与をする旨の特約が付されているときは、その特約により贈与を受けた日を記載します。
- ホ 「その他参考事項」欄には、「農地等の受贈者」欄の記載に関連し、必要な参考事項を記載します。
- なお、この特例の適用を受けるために他の市町村の農業委員会にも証明願を提出する場合には、この欄にその旨及びその市町村に所在する特例の適用を受ける農地等の面積を記載してください。
- (3) 別表「特例適用農地等の明細書」
- この明細書には、この特例の適用を受けようとする農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載します。
- イ 「田、畑、採草放牧地又は準農地の別」欄には、特例の適用を受けようとする土地について、贈与を受けた日の現況に応じ、田、畑又は採草放牧地の順に記載します。
- なお、参考のために準農地についても採草放牧地の次に記載して下さい。
- ロ 「登記簿上の地目」欄は、登記簿上の地目を記載するほか、他人から借受けて農業の用に供している農地については、耕作権（採草放牧地の場合には賃借権）と記載します。
- ハ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。
- ニ 「市街化区域内外の別」の「内・外」欄は、特例の適用を受けようとする土地が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する場合は「内」を、それ以外の区域の場合は「外」を、それぞれ○で囲んでください。
- なお、租税特別措置法第70条の4第2項第3号のイ、ロ、ハに掲げる区域内に所在する農地又は、採草放牧地については、この特例の適用対象となる農地、採草放牧地である旨を証する市長等の証明書の写し一部を添付してください。
- ホ 「※」印のついている欄は、記載する必要がありません。
- (注) 贈与者が、その所有する農地について農地法第32条の規定による通知（同条ただし

書の規定による公告を含む。以下同じ。）を受けた場合における当該通知に係る農地は、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。

また、「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（昭和50年11月4日付け直資2-224、直審5-32、徴管2-65国税庁長官通達（以下「国税庁長官通達」という。））の記の70の4-7により贈与をした者を措置法第70条の4第1項に規定する「農業を営む個人」に該当するものとして取り扱う場合においては、国税庁長官通達の記の70の4-12の2により、贈与者が、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）の規定に基づく経営移譲年金（以下「経営移譲年金」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金（以下「特例付加年金」という。）の支給を受けるため、当該贈与の日前に、当該贈与者の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を移譲していた場合において、当該親族が、当該農地について農地法第32条の規定による通知を受けた場合における当該通知に係る農地も、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。

農地等の出資等に係る証明書

証明願 (年号) 年 月 日

農業委員長 殿

住所 氏名 印

租税特別措置法施行規則第23条の7第4項第2号の規定により、下記の農地等は、農地法第2条第3項に規定する農業生産法人に対し出資をしたものであり、申請者は、上記の農業生産法人の常時従事者になると認められることを証明願います。

出資に係る農地等の明細

所在地番	地目	面積	出資の年月日	摘要

申請者は、上記の農地等を上記の農業生産法人に対し出資をしたものであり、その農業生産法人の常時従事者になると認められることを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員長 印

推定相続人等に関する適格者証明書

証明願 (年号) 年 月 日

農業委員長 殿

農地等の受贈者氏名 印

下記の事実に基づき、推定相続人及び私が租税特別措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1. 農地等の受贈者の推定相続人

住所	氏名	職業
生年月日 (年号) 年 月 日	受贈者との続柄	
農業に従事している期間	農業関係学校の在学期間 年 (学校 科 (年号) 年卒業) 農業の専従・兼従期間 年 (自 (年号) 年至 (年号) 年 月 日)	
使用貸借による権利の設定を受けた年月日 (年号) 年 月 日	(農地法の許可年月日 (年号) 年 月 日)	
使用貸借による権利の設定に係る農地等による農業経営の開始年月日 (年号) 年 月 日		
その他参考事項		

2. 農地等の受贈者

住所	氏名	職業
農地等の受贈者が推定相続人の経営する農業に従事する見込みであることに関する事項		

上記の証明願のとおり、農地等の受贈者の推定相続人及び受贈者は、租税特別措置法第70条の4第6項に規定する適格者であることを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員長 印

(説明・記載要領)

推定相続人等に関する適格者証明書

この証明書は、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている受贈者が、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）の規定に基づく経営移譲年金又は特例付加年金の支給を受けるため、当該受贈者の推定相続人に対し、贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている農地等につき使用貸借による権利の設定をした場合において、贈与税の納税猶予の特例の適用を継続するための、推定相続人及び受贈者が適格要件に該当する旨の証明書です。

この証明書の交付を受けるためには、証明願の各欄に必要事項を記載して申請します。

1 証明願の手続

(1) この証明願は、措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けようとする人が、推定相続人に対し、使用貸借による権利を設定した農地及び採草放牧地の所在地の市町村の農業委員会に提出します。

(注) その市町村に農業委員会が設置されていない場合には、その農地等の所在地の市町村長に提出します。

(2) 証明願は、税務署提出用及び農業委員会控用として2部提出して下さい。

(3) 準農地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が準農地に該当する旨の証明書の写し1部を、この証明願に添付して下さい。

2 証明願の記載要領

(1) 「1 農地等の受贈者の推定相続人」欄

この欄は、この特例の適用を受ける農地等の受贈者の推定相続人について、次により該当する事項を記載します。

なお、農業委員会において使用貸借による権利の設定を受けた者が受贈者の推定相続人に該当すること及び農地等につき使用貸借による権利の設定を受けた日において年齢が18歳以上であることを確認するために必要ですから、戸籍の謄本又は抄本を呈示して下さい。

イ 「職業」欄は、推定相続人のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「兼業農業」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「○販売業」、「○農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ロ 「農業に従事していた期間」欄は、推定相続人が使用貸借による権利の設定の日まで引き続いて農業に専従又は兼従していた期間を記載します。この場合、農業関係学校に在学していた期間も通算されます。

ハ 「使用貸借による権利の設定を受けた年月日」欄は、原則として農地法第3条の許可年月日を記載します。ただし、契約日において農地法第3条の許可後に使用貸借による権利の設定をする旨の特約が付されているとき、その特約により当該権利の設定を受けた年月日を記載します。

ニ 「その他参考事項」欄には「農地等の受贈者の推定相続人」欄の記載に関連し、必要な参考事項を記載します。

なお、この特例の適用を受けるために他の市町村の農業委員会にも証明願を提出する場合には、この欄にその旨及びその市町村に所在する特例の適用を受ける農地等の面積を記載して下さい。

(2) 「2 農地等の受贈者」欄

この欄は、この特例の適用を受ける人が、次により該当する事項を記載します。

イ 「職業」欄は、受贈者の使用貸借による権利の設定時における職業を「専業農業」、「兼業農業」、「無職」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「○販売業」、「○農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ロ 「農地等の受贈者が推定相続人の経営する農業に従事する見込みであることに関する事項」欄には、農地等の受贈者が従事する見込みである内容等について具体的に記載します。

様式4号（第2の1の(4)及び(17)関係）

贈与税の納税猶予に係る他の推定相続人等に関する適格者証明書

証明願 (年号) 年 月 日

農業委員長 殿

農地等の受贈者 氏名 相続人 印

下記の事実に基づき、他の推定相続人及び私が租税特別措置法施行令第40条の6第16項第2号の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。第40条の7第18項第2号

1. 農地等の受贈者の他の推定相続人等

Table with columns for residence, name, occupation, and agricultural details like school attendance and land acquisition dates.

2. 農地等の受贈者の相続人

Table with columns for residence, name, occupation, and agricultural details for the recipient's heir.

上記の証明願のとおり、他の推定相続人等及び受贈者は、租税特別措置法施行令第40条の6第16項第2号に規定する適格者であることを証明する。(年号) 年 月 日

農業委員長 印

(説明・記載要領)

贈与税の納税猶予に係る他の推定相続人等に関する適格者証明書
相続税

この証明書は、措置法第70条の4第6項に規定される推定相続人が死亡した場合に、同項の規定により贈与税の納税猶予の特例の適用を受けている受贈者が当該受贈者の他の推定相続人等（使用貸借による権利の設定を受けていた受贈者の推定相続人の相続人又は当該受贈者の他の推定相続人をいう。以下同じ。）に対し、贈与税の納税猶予の特例を受けている農地等につき使用貸借による権利を設定したときにおいて、贈与税の納税猶予の特例の適用を継続するための、他の推定相続人等が適格要件に該当する旨の証明書です。

この証明書の交付を受けるためには、証明願の各欄に必要な事項を記載して申請します。

なお、租税特別措置法施行令第40条の7第18項第2号の規定の適用を受けようとする農地等の相続人についても、下記に準じて申請します。

1 証明願の手続

(1) この証明願は、措置法第70条の4第6項の規定の適用を継続しようとする人が、他の推定相続人に対し、使用貸借による権利を設定した農地及び採草放牧地の所在地の市町村の農業委員会に提出します。

(注) その市町村に農業委員会が設置されていない場合には、その農地等の所在地の市町村長に提出します。

(2) 証明願は、税務署提出用及び農業委員会控用として2部提出して下さい。

(3) 準農地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が準農地に該当する旨の証明書の写し1部を、この証明願に添付して下さい。

2 証明願の記載要領

(1) 「1 農地等の受贈者の他の推定相続人等」欄

この証明願は、この特例の適用を受ける農地等の受贈者の他の推定相続人等について、次により該当する事項を記載します。

なお、農業委員会において使用貸借による権利の設定を受けた者が受贈者の他の推定相続人等に該当すること及び農地等の贈与を受けた日において年齢が18歳以上であることを確認するため必要ですから、戸籍の謄本又は抄本を呈示してください。

イ 「職業」欄には、他の推定相続人等のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「兼業農業」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ロ 「農業に従事していた期間」欄は、他の推定相続人等が使用貸借による権利の設定の日まで引き続いて農業に専従又は兼従していた期間を記載します。この場合、農業関係学校に在学していた期間も通算されます。

ハ 「使用貸借による権利の設定を受けた年月日」欄は、原則として農地法第3条の許可年月日を記載します。ただし、契約日において農地法第3条の許可後に使用貸借による権利の設定をする旨の特約が付されているときは、その特約により当該権利の設定を受けた年月日を記載します。

二 「その他参考事項」欄には「農地等の受贈者」欄の記載に関連し、必要な参考事項を記載します。

なお、この特例の適用を受けるために他の市町村の農業委員会にも証明願を提出する場合には、この欄にその旨及びその市町村に所在する特例の適用を受ける農地等の面積を記載してください。

(2) 「2 農地等の受贈者」欄

この欄は、この特例の適用を受ける人が、次により該当する事項を記載します。

イ 「職業」欄は、受贈者の使用貸借による権利の設定時における職業を「専業農業」、「兼業農業」、「無職」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ロ 「農地等の受贈者が他の推定相続人等の経営する農業に従事する見込みであることに関する事項」欄には、農地等の受贈者が従事する見込みである内容について具体的に記載します。

様式5号(第2の1の(5)及び(18)関係)

農業経営を開始したと認められる旨の証明書

証明願

(年号) 年 月 日

農業委員長 殿

申請者 住所
氏名

印

私は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を第70条の6第1項

下記の期日から開始したことを証明願います。

記

農業経営を開始した期日

(年号) 年 月 日

申請者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を上記の期日から開始したことを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員長

印

引き続き農業経営を行っている旨の証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名 印

私は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を第70条の6第1項

下記の期間引き続き行っていることを証明願います。

記

引き続き農業経営を行っている期間

(年号) 年 月 日から(年号) 年 月 日まで

申請者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を上記の期間引き続き行っていることを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員会長 印

引き続き営農困難時貸付けを行っている旨の証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名 印

私は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等について同条第70条の6第1項

第21項の規定の適用を受ける営農困難時貸付けを下記の期間引き続き行っていること第27項

を証明願います。

記

引き続き営農困難時貸付けを行っている期間

(年号) 年 月 日から(年号) 年 月 日まで

第 号

申請者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等について第70条の6第1項

同条第21項の規定の適用を受ける営農困難時貸付けを上記の期間引き続き行っていること第27項

ことを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員会長 印

引き続き農業経営を行っている等の証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名 印

推定相続人が、租税特別措置法^{第70条の4第6項}第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を下記の期間引き続き行っていること及び私が推定相続人が営む当該農地等に係る農業に従事していることを証明願います。

記

引き続き農業を行っている期間

(年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで

推定相続人が、租税特別措置法^{第70条の4第6項}第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を上記の期間引き続き行っていること及び申請者が推定相続人が営む当該農地等に係る農業に従事していることを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員会長 印

索 引 簿

氏 名	住 所	贈与税・ 相続税の別	納税猶予の適用 を受けた年次	備 考

(注) 氏名の五十音順に別葉とすること。

農地等の異動事実の通知書

(年号) 年 月 日					
国税庁長官 国税局長 殿 税務署長		農林水産大臣 都道府県知事 市町村長 農業委員会長			印
租税特別措置法第70条の4第35項（同法第70条の6第40項において準用する場合を含む。）及び同法施行規則第23条の7第40項（同法施行規則第23条の8第30項において準用する場合を含む。）の規定により、農地等の異動事実に関し下記の事項を通知する。					
記					
受贈者（相続人）の住所（居所）氏名	住（居所）所	都道府県	市町 郡 村	氏 番地 名	
農地等の異動に関し行った行為の内容					
農地等の異動年月日	(年号) 年 月 日				
異動があった農地等	所在地番	地目	面積	異動の態様	
摘要					

(記載注意)

- 1 「農地等の異動に関し行った行為の内容」欄には、例えば「農地法第4条第1項の規定による許可」、「農地法第32条の規定による通知」、「農振法第15条の2第1項の規定による許可」、又は「農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の公告」等と記載すること。
- 2 「農地等の異動年月日」欄には、(1)農地等の権利の設定又は移転にあっては、当該設定又は移転に関し行った許可等の年月日を記載するものとするが、権利の設定又は移転の効力の発生時期が許可等の日の翌日以降の日に定められているものにあつては、摘要欄にその旨及びその年月日を併記するものとし、(2)農地等の転用（採草放牧地の農地への転用、準農地の農地又は採草放牧地への転用を除く。以下同じ。）にあっては、当該転用に関し行った許可等の年月日を記載するものとし、摘要欄に事業計画に記載された転用（開発）工事着手の時期及びその完了の時期を記載することとし、(3)耕作の放棄（農地について、農地法第32条の規定による通知（同条ただし書の規定による公告を含む。）があつたことをいう。）にあっては、当該通知の年月日を記載すること。
- 3 「異動の態様」欄には、農地等の所有権の移転、使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転、転用、耕作の放棄又は買取りの申出の別を記載すること。
- 4 租税特別措置法第70条の4第21項又は同法第70条の6第27項の規定の適用を受けるための権利の設定につき許可等を行ったものについては、摘要欄に「営農困難時貸付け」と記載すること。また、同法第70条の6の2の規定の適用を受けるための権利の設定につき受理等を行ったものについては、摘要欄に「特定貸付け」と記載すること。
- 5 農地等の転用又は転用のための権利の設定若しくは移転につき許可等を行ったものについては、摘要欄にその転用目的（開発行為については、開発行為後の土地の用途）を記載すること。
- 6 農地等の異動が次のいずれかに該当する場合には、それぞれ、その旨を摘要欄に記載すること。
 - ア 農地法第2条第2項各号に掲げる事由により行う一時貸付け
 - イ 水田の裏作の目的に供するために行う貸付け
 - ウ 租税特別措置法施行令第40条の6第8項（第40条の7第7項）に掲げる施設又は宿舍の敷地にするために行う転用
 - エ 租税特別措置法施行令第40条の6第11項（第40条の7第16項）に掲げる施設の用に供するために行う開発行為
 - オ 砂利採取のために行う一時転用
 - カ 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）の規定に基づく経営移譲年金又は特例付加年金の支給を受けるための、受贈者の推定相続人に対する使用貸借による権利の設定に係る農地法第3条第1項の規定による許可をした場合において、当該受贈者が農地等の所在の関係から他の都道府県知事又は他の農業委員会にも、同項の規定による許可の申請をしており、又はしようとしているとき。
 - キ 租税特別措置法第70条の4第8項から第14項（第70条の6第10項から第17項）までに規定する借換特例に係るもの

準農地の現況等に関する通知書

(年号) 年 月 日

税務署長 殿
農業委員会長 印

租税特別措置法第70条の4第36項（同法第70条の6第41項において準用する場合を含む。）及び同法施行規則第23条の7第41項（同法施行規則第23条の8第31項において準用する場合を含む。）の規定により、準農地の現況等に関し、下記の事項を通知する。

記

受贈者（相続人）の住所（居所）氏名	住居（所）	都道府県	市 町 村	番地	氏名
準農地に係る贈与税（相続税）の申告書の提出期限後10年を経過する日において受贈者（相続人）が所有している贈与（相続）時に準農地であった土地の明細	利用区分	所在地番	地目	面積	利用の状況その他の現況
	①農業の用に供されているもの（受贈者が租税特別措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けた者である場合にはその推定相続人等の農業の用を含む。）				
	②農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な施設の用その他の用に供されているもの				
	③①及び②の用に供されていないもの				

（記載注意）

「利用の状況その他の現況」欄には、①農業の用に供されているものについては、その利用の状況に従い、田、畑、樹園地、採草放牧地の別を、②農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な施設の用その他の用に供されているものについては、その利用の状況に従い、租税特別措置法施行令第40条の6第11項（第40条の7第16項）に規定する農地又は採草放牧地の保全又は利用上必要な道路、用水路、排水路、かんがい用施設その他これらに類する施設の別又はその他の開発行為後の用途を、③ ①及び②の用に供されていないものについては、その現況に従い、山林、原野、雑種地等の別をそれぞれ具体的に記載すること。

様式第12号（第2の1の(11)及び(23)関係）

農地法第3条第1項の許可不要である旨の証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名 印

租税特別措置法第70条の4第21項（第22項第2号又は第4号）の規定の適用を受け
第70条の6第27項

るため、同条第1項の規定の適用を受ける下記の農地等について行った営農困難時貸
付けが、農地法第3条第1項の許可を受けることを要しないものであることを証明願
います。

記

所在地番	地目	面積	営農困難時貸付けを行った年月日
		㎡	

第 号

申請者が、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける上記の農地等に
第70条の6第1項

ついて行った営農困難時貸付けは、農地法第3条第1項の許可を受けることを要しな
いものであることを証明する。

(年号) 年 月 日
農業委員会長 印

様式第13号（第2の1の(12)及び(25)関係）

農業の用に供した旨の証明書（営農困難時貸付け）

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名 印

私は、租税特別措置法第70条の4第22項第2号又は第4号の規定の適用を受けるた
第70条の6第27項

め、同条第21項の規定の適用を受ける下記の営農困難時貸付農地等について、私の行
第27項

う農業の用に供していることを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	①耕作の放棄又は権利消滅及び ②農業の用に供した年月日
		㎡	① ②

第 号

申請者は、租税特別措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける上記の営農困難
第70条の6第1項

時貸付農地等について、上記のとおり申請者の農業の用に供していることを証明する。

(年号) 年 月 日
農業委員会長 印

特定農業生産法人に関する証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

住 所
氏 名 印

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条 第3項
第5項
第9項 の規定による届出のために必要であるので、別紙に記載した法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項各号に掲げる要件を満たす「特定農業生産法人」に該当する旨証明願います。

別紙法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項各号に掲げる要件を満たす「特定農業生産法人」に該当することを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員会長 印

別紙

法人	所在地	名称	
法人の組織	農事組合法人 ・ 有限会社 ・ 株式会社 ・ 合名会社 ・ 合資会社		
法人の区分	認定農業生産法人 ・ 認定特定農業法人		
法人の事業の内容			
構成員の状況 ()名	氏 名	住 所	
	氏 名	氏 名	氏 名
	上記構成員のうち理事、業務執行権を有する社員又は取締役の氏名		氏 名
法人の代表権を有する者の氏名 (認定農業生産法人の場合、受贈者が代表権を有している)		氏 名	

受贈者の農業従事日数及び農作業日数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	(注) 該当する期間を ←→で記入する
法人の行う農業に従事する期間													
うち農作業に従事する期間													

特定農業生産法人の区分に応じそれぞれ次に定める要件を満たしている。

1 認定農業生産法人

- (1) 当該法人の行う農業に従事する日数が、1年間のうち150日以上である。
- (2) 当該農業に必要な農作業に従事する日数が、1年間のうち60日以上である。

2 認定特定農業法人

- (1) 当該法人の農業に従事する日数は、①又は②のいずれか多い日数以上である。
(その日数が150日を超えているときは150日とし、60日未満の時は60日)

① 当該認定特定農業法人の経営面積に相当する必要農業従事日数【経営農地等面積×農林水産大臣が定める日数(33日/ha)により算出】を構成員数で除した日数

$$[\text{ha}] \times [33 \text{日} / \text{ha}] \div [\text{人}] = [\text{日}]$$

② 贈与税納税額予通川農地等に相当する必要農業従事日数【贈与税納税額予通川農地等面積×農林水産大臣が定める日数(33日/ha)により算出】

$$[\text{ha}] \times [33 \text{日} / \text{ha}] = [\text{日}]$$

- (2) 当該農業に必要な農作業に従事する日数が、1年間のうち60日以上である。

旧特定農業生産法人に関する証明書

<p>証 明 願</p> <p>(年号) 年 月 日</p> <p>農業委員会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 印</p> <p>租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第4項の規定による届出のために必要であるので、別紙に記載した法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第3項各号に掲げる要件を満たす「特定農業生産法人」に該当する旨証明願います。</p>
<p>別紙法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第158号）附則第28条第3項各号に掲げる要件を満たす「特定農業生産法人」に該当することを証明する。</p> <p style="text-align: right;">(年号) 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">農業委員会長 印</p>

別 紙

法 人	所在地	名称											
法人の組織	・農事組合法人 ・有限会社 ・株式会社 ・合名会社 ・合資会社												
法人の事業内容													
構 成 員	氏 名	住 所											
上記構成員のうち、理事、業務執行権を有する社員又は取締役の氏名		氏 名											
法人の代表権を有する者の氏名		氏 名											
月													(注) 該当する期間を ←→で記入する。
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
法人の行う農業に従事する期間													
うち農作業に従事する期間													
上記のとおり1年間のうち法人の行う農業に従事する日数が													日 (150日以
上)であり、かつ、当該農業に必要な農作業に従事する日数が													日となる常時
従事者である構成員となります。													
住 所													
氏 名													

相続税の納税猶予に関する適格者証明書

証明願

(年号) 年 月 日

農業委員長 殿

農地等の相続人氏名 印

下記の事実に基づき、被相続人及び私が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明願います。

1. 被相続人に関する事項

住所	氏名		職業
相続開始年月日	(年号) 年 月 日	農地等の生前一括贈与を受けていた場合には、その年月日	(年号) 年 月 日
被相続人の所有面積	耕作農地	被相続人が農業経営者でない場合	農業経営者の氏名
	採草放牧地		農業経営者と被相続人との同居・別居の別
合計			同居・別居
特定貸付け又は営農困難時貸付けを行った者である場合	分類	特定貸付け・営農困難時貸付け	
	貸付年月日		
	貸付先の農業経営者の氏名		
	その他参考事項		

2. 農地等の相続人に関する事項

(1) 農地等の相続人

住所	氏名		職業
生年月日	(年号) 年 月 日	被相続人との続柄	相続開始の時に同居・別居の別
特例の適用を受けようとする農地等の明細	別表のとおり	左記の農地等による農業経営の開始年月日等	同居
			別居
相続開始前に同居・別居の別	相続開始前に同居・別居の別	相続開始前に同居・別居の別	有・無
今後引き続き農業経営を行うことに関する事項(特定貸付け又は営農困難時貸付けに関する事項)			
その他参考事項			

(2) 農地等の相続人の推定相続人(生前一括贈与を受けていた農地等について使用貸借による権利が設定されている場合)

住所	氏名	職業
生年月日	(年号) 年 月 日	相続人と続柄
使用貸借に係る農地等の明細	別表のとおり	左記の農地等による農業経営開始年月日
今後引き続き推定相続人が農業経営を行うことに関する事項		
相続人が推定相続人の経営する農業に従事していることに関する事項		

上記の証明願のとおり、被相続人及び農地等の相続人は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であることを証明する。

(年号) 年 月 日

農業委員長 印

別表 特例適用農地等の明細書

相続税の納税猶予の特例の適用を受ける者	住所	※ 3年毎の継続届出書の整理欄			
	氏名	1回目	2回目	3回目	4回目
相続開始年月日	(年号) 年 月 日	5回目	6回目	7回目	8回目
農地等の生前一括贈与を受けていた場合には、その年月日	(年号) 年 月 日				

特例適用農地等の明細

番号	田、畑、採草放牧地又は準農地の別	登記簿上の地目	所在場所	市街化区域内外の別	特定貸付農地等	営農困難時貸付農地等	面積 (㎡)	※ 譲渡等、耕作の放棄又は買取りの申出等についての整理欄
1				内・外				
2				内・外				
19				内・外				
合計								

149

(説明・記載要領)

相続税の納税猶予に関する適格者証明書

この証明書は、農地等を相続（遺贈を含む。）により取得した人が、相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合の被相続人及び相続人が適格要件に該当する旨の証明書です。この証明書の交付を受けるためには、証明願の各欄に必要な事項を記載して申請します。

1 証明願の手続

(1) この証明願は、相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとする人が、相続により取得した農地及び採草放牧地の所在地の市町村の農業委員会に提出します。

(注) その市町村に農業委員会が設置されていない場合には、その農地等の所在地の市町村長に提出します。

(2) この証明願は、税務署提出用及び農業委員会控用として2部提出して下さい。

(3) 準農地についてこの特例の適用を受ける人は、その土地が準農地に該当する旨の市町村長の証明を受け、その証明書の写し1部を、この証明願に添付して下さい。

なお、この証明願を提出する時点で準農地の証明が受けられない場合には、準農地の証明書はあとから提出してさしつかえありません。

2 証明願の記載要領

(1) 「1 被相続人に関する事項」欄

この欄は、この特例の適用を受ける人が、次により被相続人について該当する事項を記載します。

イ 特例の適用を受ける相続人が農地等の生前一括贈与を受けた人（被相続人から生前に農地等の贈与を受け、贈与税について納税猶予又は納期限の延長の特例の適用を受けた人をいいます。）である場合には「被相続人の所有面積」及び「被相続人が農業経営者でない場合」欄は、記載する必要はありません。

ロ 「職業」欄は、被相続人の死亡の時点における職業を「専業農業」、「兼業農業」、「無職」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ハ 「被相続人の所有面積」欄は、被相続人が他の市町村に所有していた面積を含めて記載します。

なお、「耕作農地」欄には、被相続人が他人から借受けて農業の用に供していた土地の面積を含め、他人に貸付けていた土地の面積を除きます。

ニ 「被相続人が農業経営者でない場合」欄は、次により記載します。

(注) 被相続人が農業経営者である場合には、この欄の「農業経営者の氏名」欄に斜線を引いてください。

(イ) 「農業経営者の氏名」欄は、特例の適用を受けようとする農地等の相続開始前において、被相続人が農業経営者でない場合に、その農業経営者の氏名を記載します。

(ロ) 「農業経営者と被相続人との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、上記(イ)の農業経営者が被相続人と生計を同一にしていた場合には「同居」を、被相続人と生計を別にしていた場合には「別居」を、それぞれ〇で囲みます。

ホ 「特定貸付け又は営農困難時貸付けを行っていた者である場合」欄は、次により記載します。

(イ) 「分類」欄は、被相続人の行った貸付けについて該当する方を〇で囲みます（被相続人が2以上の貸付けを行っており、その貸付けの中に特定貸付け（租税特別措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けをいいます。以下同じです。）と営農困難時貸付け（租税特別措置法第70条の4第21項又は同法第70条の6第27項に規定する営農困難時貸付けをいいます。以下同じです。）のいずれも含まれる場合には、両方を〇で囲みます。）

(ロ) 「貸付年月日」欄は、被相続人が行っていた貸付けの貸付年月日を記載してください。

い。被相続人が2つ以上の貸付けを行っていた場合には、それぞれ記載します。

(ハ) 「貸付先の農業経営者の氏名」欄は、被相続人が貸し付けた農地等について、賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定を受けている者の氏名を記載します。被相続人が2つ以上の貸付けを行っていた場合には、それぞれ記載します。

(ニ) 「その他参考事項」欄には、「特定貸付け又は営農困難時貸付けを行っていた者である場合」欄の記載に関連し、必要な参考事項がある場合に記載します。

(2) 「2の(1) 農地等の相続人」欄

この欄は、この特例の適用を受ける相続人について、次により該当する事項を記載します。

なお、「2の(2) 農地等の相続人の推定相続人」欄に記入する必要がある者にあつては、この欄の「左記の農地等による農業経営の開始年月日」欄及び「今後引き続き農業経営を行うことに関する事項」欄は記入する必要はありません。

イ 「職業」欄は、相続人のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「兼業農業」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ロ 「相続開始の時点における被相続人との同居・別居の別」の「同居・別居」欄は、被相続人と生計を同一にしていた場合には「同居」を、被相続人と生計を別にしていた場合には「別居」を、それぞれ〇で囲みます。

ハ 「左記の農地等による農業経営の開始年月日等」欄は、次により記載します。

(イ) 農地等の相続人が農業経営を開始する場合には、農業経営を開始する年月日を記載します。

(ロ) 農地等の相続人が、相続又は遺贈により取得した農地等のすべてについて特定貸付けを行っている場合には、「(年号) 年 月 日」の文字を二重線で消し、同欄内の()内に「特定貸付け(全部)」と記載します。

(ハ) 農地等の相続人が相続又は遺贈により取得した農地等の一部について特定貸付けを行っている場合には、当該農地等のうち特定貸付けを行っていない農地等について農業経営を開始する年月日を記載し、同欄内の()内に「特定貸付け(一部)」と記載します。

(ニ) 措置法第70条の4第21項に規定する営農困難時貸付けの適用を受けていた受贈者が、その贈与者の死亡により、措置法第70条の5第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈により取得したとみなされる場合において、当該死亡による相続又は遺贈に係る相続税に関し当該受贈者が農業相続人として措置法第70条の6第1項の規定の適用を受け、引き続き営農困難時貸付けを継続している場合には、「(年号) 年 月 日」の文字を二重線で消し、同欄内に「営農困難時貸付け」と記載します。

ニ 「今後引き続き農業経営を行うことに関する事項(特定貸付け又は営農困難時貸付けに関する事項)」欄は、次により該当する事項を記載します。

(イ) 相続税の申告期限までに農業経営を開始した人が、その後引き続き農業経営を行うため、現在の住居の移転又は職業の変更等を行う予定がある場合に、それらに関する事項を記載します。

(ロ) 相続税の申告期限までに、相続又は遺贈により取得した農地等のすべてについて特定貸付けを行っている場合には、「特定貸付け」と記載するとともに、当該特定貸付けについて、貸付年月日及び貸付先の農業経営者の氏名を記載します(2以上の特定貸付けを行っている場合には、それぞれについて記載します。)

(ハ) 相続税の申告期限までに、相続又は遺贈により取得した農地等の一部について特定貸付けを行っている場合には、(イ)及び(ロ)に規定する事項を記載します。

(ニ) ハの(ニ)に該当する場合には、「営農困難時貸付けを継続」と記載するとともに、当該営農困難時貸付けについて、貸付年月日及び貸付先の農業経営者の氏名を記載します(2以上の営農困難時貸付けを行っている場合には、それぞれについて記載します。)

ホ 「その他参考事項」欄には、「農地等の相続人」欄の記載に関連し、必要な参考事項

がある場合に記載します。

なお、この特例の適用を受けるため他の市町村の農業委員会にも証明願を提出する場合には、この欄にその旨及びその市町村名とその市町村に所在する特例の適用を受ける農地等の面積を記載して下さい。

(3) 「2の(2) 農地等の受贈者の推定相続人」欄

この欄は、措置法第70条の4第6項の規定の適用を受けた受贈者が、使用貸借による権利が設定されている農地等につきその贈与者の死亡により、措置法第70条の5第1項の規定により当該贈与者から相続又は遺贈により取得をしたとみなされる場合において、次により該当する事項を記載します。

(注)上記の場合でない場合には、この欄の「氏名」欄に斜線を引いてください。

イ 「相続人の推定相続人」には、当該受贈者が租税特別措置法施行令第40条の7第18項第2号の規定の適用を受けた者である場合には、同号に規定する他の推定相続人等を含みます。

ロ 「職業」欄には、相続人の推定相続人のこの書類を提出する際における職業を「専業農業」、「兼業農業」などと記載し、農業以外の職業がある場合には、その職業について「〇〇販売業」、「〇〇農業協同組合勤務」などと具体的に記載します。

ハ 「今後引き続き推定相続人が農業経営を行うことに関する事項」欄は、推定相続人が使用貸借による権利の設定後引き続き当該農地等に係る農業経営を行っていたかどうかを記載するとともに、今後引き続き農業経営を行うため、現在の住居の移転又は職業の変更等を行う予定がある場合に、それらに関する事項を記載します。

ニ 「相続人が推定相続人の経営する農業に従事していることに関する事項」欄には、相続人が従事していた内容及び今後従事する予定の内容について、具体的に記載します。

(4) 別表「特例適用農地等の明細書」

この明細書には、この特例の適用を受けようとする農地、採草放牧地又は準農地について、1筆ごとに、次によって記載します。

イ 「田、畑、採草放牧地又は準農地の別」欄には、特例の適用を受けようとする土地について、相続開始の日の現況に応じ、田、畑又は採草放牧地の順に記載します。

なお、参考のため準農地についても採草放牧地の次に記載してください。

ロ 「登記簿上の地目」欄は、登記簿上の地目を記載するほか、他人から借受けて農業の用に供している農地については、耕作権（採草放牧地の場合には賃借権）と記載します。

ハ 「所在場所」欄は、土地の登記簿上の表示に従って、地番まで記載します。

ニ 「市街化区域内外の別」の「内・外」欄は、特例の適用を受けようとする土地が都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する場合は「内」を、それ以外の区域の場合は「外」を、それぞれ〇で囲んで下さい。

なお、租税特別措置法第70条の4第2項第3号のイ、ロ、ハに掲げる区域内に所在する農地又は、採草放牧地については、この特例の適用対象となる農地、採草放牧地である旨を証する市長等の証明書の写し一部を添付して下さい。

ホ 「特定貸付農地等」欄は、特定貸付けを行っている農地等には「〇」を付してください。

ヘ 「営農困難時貸付農地等」欄は、営農困難時貸付けを行っている農地等には「〇」を付してください。

ト 「※」印のついている欄は、記載する必要はありません。

(注)次に掲げる農地は、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。

① 被相続人が、その所有する農地について農地法第32条に規定する通知（同条ただし書の規定による公告を含む。）を受けた場合における当該通知に係る農地

② 租税特別措置法第70条の6第9項第1号に規定する被設定者（以下「被設定者」という。）が、相続税の納税猶予の適用を受ける農地について農地法第32条に規定する通知を受けた場合における当該通知に係る農地

③ 被相続人に対し、その所有する農地について当該被相続人に係る相続開始の日

に農地法第32条に規定する通知があった場合における当該通知に係る農地

④ 被設定者に対し、相続税の納税猶予の適用を受ける農地について当該被設定者に係る農業相続人に係る相続開始の日前に農地法第32条に規定する通知があった場合における当該通知に係る農地

また、「租税特別措置法（相続税法の特例関係）の取扱いについて」（昭和50年11月4日付け直資2-224、直審5-32、徴管2-65国税庁長官通達（以下「国税庁長官通達」という。））の記の70の6-6により被相続人を措置法第70条の6第1項に規定する「農業を営んでいた個人」に該当するものとして取り扱う場合においては、国税庁長官通達の記の70の6-13の2により、被相続人が、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）の規定に基づく経営移譲年金（以下「経営移譲年金」という。）又は独立行政法人農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金（以下「特例付加年金」という。）の支給を受けるため、相続開始の日前に、当該被相続人の親族に対し、その所有する農地につき農業経営を移譲していた場合において、当該親族が、当該農地について農地法第32条の規定による通知を受けた場合における当該通知に係る農地も、特例の適用を受けることができませんので、明細書には記載しないで下さい。

様式17号（第2の1の(19)関係）

引き続き特定貸付けを行っている旨の証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名 印

私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等について、同法第70条の6の2第1項の規定の適用を受ける特定貸付けを下記の期間引き続き行っていることを証明願います。

記

引き続き特定貸付けを行っている期間
(年号) 年 月 日から (年号) 年 月 日まで

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日
農業委員会長 印

様式18号（第2の1の(27)関係）

農業の用に供した旨の証明書（特定貸付け）

証 明 願

(年号) 年 月 日

農業委員会長 殿

申請者 住所
氏名 印

私は、租税特別措置法第70条の6の2第2項又は第4項の規定の適用を受けるため、同条第1項の規定の適用を受ける下記の特定貸付農地等について、私の行う農業の用に供していることを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	①耕作の放棄又は権利消滅及び ②農業の用に供した年月日
		㎡	① ②

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日
農業委員会長 印

贈与税
相続税の納税猶予の特例適用の準農地該当証明書

証 明 願

（年号） 年 月 日

市町村長 殿

住 所
氏 名 印

下記1に記載した土地は、租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地に該当するものであることを証明願います。

1 証明願の土地

土地の所在地	地 目	面 積	農業振興地域整備計画における農業上の用途区分	贈与・相続の年月日
		m ²		・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・

2 参考事項

- (1) 農地、採草放牧地としての開発予定年月（年号） 年 月
(2) 開発計画等の参考事項
- -----

上記の土地は、その用途区分及びこれを開発して農地又は採草放牧地として
 { 贈与により取得した者
 相続・遺贈により取得した者（その者が租税特別措置法施行令第40条の7第2項第2号に該当する者である場合には、同号に規定する推定相続人）
 の農業の用に供することが適当であることを証明する。

（年号） 年 月 日

市町村長 印

（説明・記載要領）

贈与税
相続税の納税猶予の特例適用の準農地該当証明書

この証明書は、贈与又は相続（遺贈を含む。）により取得した土地が贈与税の納税猶予又は相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合の準農地に該当する旨の証明書です。この証明書の交付を受けるためには、証明願の各欄に必要な事項を記載して申請します。

1 証明願の手続

- (1) この証明願は、贈与をした人又は農業相続人が、贈与した農地等又は相続により取得した農地等のうち農地及び採草放牧地以外の土地で、この特例の適用を受けようとするもの（準農地）の所在する市町村長に提出します。
(2) この証明願は、税務署と農業委員会提出用及び市町村控用として3部提出して下さい。

2 証明願の記載要領

- (1) 「1 証明願の土地」欄は、次によって記載します。
 イ 「土地の所在地」欄は、贈与した準農地又は相続により取得した準農地のうち贈与税の納税猶予又は相続税の納税猶予の特例の適用を受けようとする準農地について、登記簿上の表示に従って地番まで記載します。
 ロ 「農業振興地域整備計画における農業上の用途区分」欄は、上記イにより記載した準農地の用途区分について、田、畑、樹園地、農地（暫定）又は採草放牧地のうち該当するものを記載してください。
 (2) 「参考事項」の「開発計画等の参考事項」欄には、贈与した準農地又は相続により取得した準農地について、その贈与又は相続があった日から10年以内に農地や採草放牧地として開発する計画がある場合に、その開発計画について具体的に記載します。

草地利用権の設定等に関する承認
裁定に係る証明書

(年号) 年 月 日

住所
氏名 殿

都道府県知事 印

租税特別措置法施行規則第23条の7第4項第3号イの規定により、下記の農地等は、
第23条の8第4項

○旧農地法第75条の2第1項の協議に係る承認をしたものである
○旧農地法第75条の7第1項

○旧農地法第75条の5第1項(同法第75条の7第2項において準用する場合を含む。)の裁定をしたものである
○旧農地法第75条の8第1項

ことを証明する。

承認
裁定に係る農地等の明細

所在地番	地目	面積	承認 裁定年月日	摘要

(注) 「旧農地法」とは、平成21年における農地法の一部改正前の農地法をいいます。

草地利用権の設定等に係る証明書

証 明 願

市 町 村 長 殿
農業協同組合長

住所
氏名 印

租税特別措置法施行規則第23条の7第4項第3号ロの規定により、下記の農地等は、
第23条の8第4項

○旧農地法第75条の2第1項 } の協議
○旧農地法第75条の7第1項 }
○旧農地法75条の5第1項(同法第75条の7第2項において準用する場合を含む。) } の裁定
○旧農地法第75条の8第1項 }

に基づき

草地利用権の
設定
土地の買取り

をしたものであり、申請者は、草地利用権に係るこれらの土地を他の者とともに共同利用するものであることを証明願います。

草地利用権の設定等に係る農地等の明細

所在地番	地目	面積	設定・買取りの区分	設定・買取り年月日	摘要

上記の農地等は、 に基づき をしたものであり、申請者は、草地利用権に係るこれらの土地を他の者とともに共同利用するものであることを証明する。

(年号) 年 月 日

市 町 村 長
農業協同組合長 印

(注) 「旧農地法」とは、平成21年における農地法の一部改正前の農地法をいいます。

貸付申込書

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿
 (農地利用集積円滑化団体の名称) 殿
 ○○市町村長 殿

申請者 住所
 氏名 氏名 印

租税特別措置法 第70条の4第1項の規定の適用を受ける下記の農地等について、
 第70条の6第1項

農業経営基盤強化促進法 { 第4条第2項に規定する農地保有合理化学業のための貸
 第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化学業のため
 第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところに

付け
 の貸付け } を希望しておりますので、申し込みます。
 より行う貸付け

記

所在地番	地目	面積	摘要 (希望する借賃、貸付期間等)
		㎡	

営農困難時貸付けを行った旨の証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿
 (農地利用集積円滑化団体の名称) 殿
 ○○市町村長 殿

申請者 住所
 氏名 氏名 印

租税特別措置法 第70条の4第21項(第22項第2号又は第4号)の規定の適用を受け
 第70条の6第27項

るため、同条第1項の規定の適用を受ける下記の農地等について行った貸付けが、農
 業経営基盤強化促進法 { 第4条第2項に規定する農地保有合理化学業
 第4条第3項第1号イ又は第2号に規定する農地利用集積円
 第4条第3項第1号ロに規定する農地利用集積円滑化学業(

滑化学業(農地所有者代理事業) } のために行われた貸付けであることを証明願いま
 農地売買等事業)

す。

記

所在地番	地目	面積	貸付け年月日
		㎡	

第 号

上記の農地等について行われた貸付けが、農業経営基盤強化促進法 { 第4条第2項
 第4条第3項
 第4条第3項

に規定する農地保有合理化学業
 第1号イ又は第2号に規定する農地利用集積円滑化学業(農地所有者代理事業) } の
 第1号ロに規定する農地利用集積円滑化学業(農地売買等事業)

ために行われたことを証明する。

(年号) 年 月 日
 (農地保有合理化法人
 又は農地利用集積円滑化団体)
 事務所
 名 称
 代表者
 市町村長 印

農用地利用集積計画を公告した旨の証明書 (貸付)

証 明 願

(年号) 年 月 日

〇〇市町村長 殿

申請者 住所
氏名 氏名 印

租税特別措置法 { 第70条の4第21項 (第22項第2項又は第4項)
第70条の6第27項
第70条の6の2第1項 (第2項又は第4項) } の規定の適用を
受けるため、下記の農地等の 営農困難時貸付け について、農業経営基盤強化促進法第
特定貸付け
19条の規定により農用地利用集積計画の公告をした旨を証明願います。

記

所在地番	地目	面積	農用地利用集積計画の公告の年月日	備考
		m ²		

第 号

上記のとおり相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日
〇〇市町村長 印

営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書 (1年)

証 明 願

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿
(農地利用集積円滑化団体の名称) 殿
〇〇市町村長 殿

申請者 住所
氏名 氏名 印

租税特別措置法 第70条の4第21項 の規定により営農困難時貸付けを行った下記の農
第70条の6第27項
地等について、私から、農業経営基盤強化促進法 { 第4条第2項に規定する農地保有
第4条第3項に規定する農地利用
第20条に規定する農用地利用集積
合理化事業のために行う貸付け
集積円滑化事業のために行う貸付け } の申込みを受け、かつ、その日から1年
計画の定めるところにより行われる貸付け
を経過する日まで引き続き受けていたことを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	貸付けの申込みを受けた年月日
		m ²	

第 号

上記の農地等について、申請者から、農業経営基盤強化促進法 { 第4条第2項に規
第4条第3項に規
第20条に規定する
定する農地保有合理化事業のために行う貸付け
定する農地利用集積円滑化事業のために行う貸付け } の申込みを受け、かつ、
農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付け
その日から1年を経過する日まで引き続き受けていたことを証明する。

(年号) 年 月 日
(農地保有合理化法人
又は農地利用集積円滑化団体)
事務所
名称
代表者
市町村長 印

営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書 (1月)

証 明 願

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿
 (農地利用集積円滑化団体の名称) 殿
 ○○市町村長 殿

申請者 住所
氏名 印

租税特別措置法 第70条の4第22項第2号又は第4号の規定の適用を受けるため、私
 第70条の6第27項

から、耕作の放棄又は権利消滅があった同条 第21項の規定の適用を受ける下記の営農
 第27項

困難時貸付農地等について、農業経営基盤強化促進法 { 第4条第2項に規定する農地
 第4条第3項に規定する農地
 第20条に規定する農用地利用

保有合理化事業のために行う貸付け
 利用集積円滑化事業のために行う貸付け } の申込みを受け、かつ、その日から
 集積計画の定めるところにより行われる貸付け

1月を経過する日まで引き続き受けていたことを証明願います。

記

所在地番	地目	面積	貸付けの申込みを受けた年月日
		㎡	

第 号

上記の農地等について、申請者から、農業経営基盤強化促進法 { 第4条第2項に規
 第4条第3項に規
 第20条に規定する

定する農地保有合理化事業のために行う貸付け
 定する農地利用集積円滑化事業のために行う貸付け } の申込みを受け、かつ、
 農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付け

その日から1月を経過する日まで引き続き受けていたことを証明する。

(年号) 年 月 日
 (農地保有合理化法人
 又は農地利用集積円滑化団体)
 事務所
 名 称
 代表者
 市町村長 印

営農困難時貸付農地等の存する地域等に係る証明書

証 明 書

(年号) 年 月 日

市町村長 殿

申請者 住所
氏名 印

租税特別措置法 第70条の4第1項の規定の適用を受ける下記の農地等が、租税特別
 第70条の6第1項

措置法施行令 第40条の6第46項各号に掲げる地域又は区域に存しないことを証明願
 第40条の7第50項各号

います。

記

所在地番	地目	面積	摘 要
		㎡	

第 号

上記の農地等は、租税特別措置法施行令 第40条の6第46項各号に掲げる地域又は区
 第40条の7第50項各号

域のうち、 { 農地保有合理化事業
 農地利用集積円滑化事業 } を実施している地域又は区域に存しないこ
 利用権設定等促進事業

とを証明する。

(年号) 年 月 日
 市町村長 印

(注) 該当する□にレを付すること。

営農困難時貸付農地等に係る貸付申込証明書

証 明 願

(年号) 年 月 日

(農地保有合理化法人の名称) 殿
(農地利用集積円滑化団体の名称) 殿
〇〇市町村長 殿

申請者 住所
氏名 印

租税特別措置法第70条の4第22項第3号の規定の適用を受けるため、私から、耕作
第70条の6第27項
の放棄又は権利消滅のあった同条第21項の規定の適用を受ける下記の営農困難時貸付
第27項
農地等について、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化
第4条第3項に規定する農地利用集積円
第20条に規定する農用地利用集積計画の
事業のために行う貸付け
滑化事業のために行う貸付け } の申込みを受けていることを証明願います。
定めるところにより行われる貸付け

記

所在地番	地目	面積	貸付けの申込み年月日
		㎡	

第 号

上記の農地等について、申請者から、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規
第4条第3項に規
第20条に規定する
定する農地保有合理化事業のために行う貸付け
定する農地利用集積円滑化事業のために行う貸付け } の申込みを受けているこ
農用地利用集積計画の定めるところにより行われる貸付け
とを証明する。

(年号) 年 月 日
(農地保有合理化法人
又は農地利用集積円滑化団体)
事務所
名 称
代表者
市町村長 印

農業経営改善計画の認定日等に関する証明書
特定農用地利用規程

証 明 願

(年号) 年 月 日

市町村長 殿

住 所
氏 名 印

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務省令第37号）附則第14条
第4項第3号 { 1 } の規定による届出のために必要であるので、下記 { 1/2 } の記載事
項について証明願います。

記

1. 特定農業生産法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第10
3号）附則第33条第3項第1号イに規定する認定農業生産法人である場合

(1) 特定農業生産法人の名称・所在地
名称 所在地

(2) 農業経営改善計画の認定の日 平成 年 月 日

(3) 当該農業経営改善計画の有効期間の満了の日 平成 年 月 日

2. 特定農業生産法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第10
3号）附則第33条第3項第1号ロに規定する認定特定農業法人である場合

(1) 特定農業生産法人の名称・所在地
名称 所在地

(2) 特定農用地利用規程の認定の日 平成 年 月 日

(3) 当該特定農用地利用規程の有効期間の満了の日 平成 年 月 日

上記の証明願のとおり、相違ないことを証明する。

(年号) 年 月 日
市町村長 印

新たな農業経営改善計画の認定日等に関する証明書
特定農用地利用規程

証 明 願

(年号) 年 月 日

市町村長 殿

住 所
氏 名

印

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第5項
第2号
第3号
第4号 } の規定による届出のために必要であるので、下記 { 1
2
3 } の記載事項につい
て証明願います。

記

1. 認定農業生産法人に係る農業経営改善計画の有効期間が満了し、当該認定農業生産法人が新たに農業経営改善計画の認定を受け、認定農業者となった場合(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第5項第2号)

(1) 新たに認定を受けた農業経営改善計画に係る特定農業生産法人の名称・所在地
名称 所在地

(2) 有効期間が満了した農業経営改善計画に係る当該満了の日 平成 年 月 日

(3) 新たに認定を受けた農業経営改善計画の当該認定の日 平成 年 月 日

(4) (3)の有効期間満了の日 平成 年 月 日

2. 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が新たに特定農用地利用規程において特定農業法人として定められた場合(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第5項第3号)

(1) 新たに認定を受けた特定農用地利用規程に係る特定農業生産法人の名称・所在地
名称 所在地

(2) 上記特定農業生産法人は特定農用地利用規程に定められた農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業法人である。

(3) 有効期間が満了した特定農用地利用規程に係る当該満了の日 平成 年 月 日

(4) 新たに認定を受けた特定農用地利用規程の当該認定の日 平成 年 月 日

(5) (4)の有効期間満了の日 平成 年 月 日

3. 認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が新たに農業経営改善計画の認定を受け、認定農業者となった場合(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第5項第4号)

(1) 新たに認定を受けた農業経営改善計画に係る特定農業生産法人の名称・所在地
名称 所在地

(2) 有効期間が満了した特定農用地利用規程に係る当該満了の日 平成 年 月 日

(3) 新たに認定を受けた農業経営改善計画の当該認定の日 平成 年 月 日

(4) (3)の有効期間満了の日 平成 年 月 日

上記の証明願のとおり、上記法人は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第5項 { 第2号
第3号
第4号 } に掲げる要件を満たす「特定農業生産法人」に該当することを証明する。

(年号) 年 月 日

市町村長

印

特定貸付けを行った旨の証明書

証 明 願 (年号) 年 月 日 (農地保有合理化法人の名称) 殿 (農地利用集積円滑化団体の名称) 殿 ○○市町村長 殿	申請者 住所 氏名 氏名 印								
租税特別措置法第70条の6の2第1項、第2項又は第4項の適用を受けるため、同法第70条の6第1項の規定の適用を受ける下記の農地等について行われた貸付けが、 同法第70条の6の2第1項各号に掲げる農業経営基盤強化促進法 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding-left: 5px;"> 第4条第2項に規 第4条第3項第1 第4条第3項第1 </td> </tr> </table> 定する農地保有合理化事業 号イ又は第2号に規定する農地利用集積円滑化事業(農地所有者代理事業) } のため 号ロに規定する農地利用集積円滑化事業(農地売買等事業)		}	第4条第2項に規 第4条第3項第1 第4条第3項第1						
}	第4条第2項に規 第4条第3項第1 第4条第3項第1								
に行われた貸付けであることを証明願います。									
記									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">所在地番</th> <th style="width: 20%;">地目</th> <th style="width: 20%;">面積</th> <th style="width: 40%;">貸付けが行われた年月日</th> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="text-align: center;">㎡</td> <td></td> </tr> </table>	所在地番	地目	面積	貸付けが行われた年月日			㎡		
所在地番	地目	面積	貸付けが行われた年月日						
		㎡							
第 号 上記の農地等について行われた貸付けが、農業経営基盤強化促進法 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td style="padding-left: 5px;"> 第4条第2項 第4条第3項 第4条第3項 </td> </tr> </table> に規定する農地保有合理化事業 第1号イ又は第2号に規定する農地利用集積円滑化事業(農地所有者代理事業) } の 第1号ロに規定する農地利用集積円滑化事業(農地売買等事業)		}	第4条第2項 第4条第3項 第4条第3項						
}	第4条第2項 第4条第3項 第4条第3項								
ために行われた付けであることを証明する。 (年号) 年 月 日 (農地保有合理化法人 又は農地利用集積円滑化団体) 事務所 名称 代表者 市町村長									
印 印									

市街化区域内農地等の明細書

相続税の納税猶	住 所		農地等の相続を受けた年月日		
予の特例の適用	氏 名		(年号) 年 月 日		
を受ける者			/		
特例適用農地等のうち、市街化区域内農地等の明細					
番 号	田、畑、採草 放牧地又は準 農地の別	所在地番	地 目	面積 (㎡)	摘 要
1					
2					
~~~~~					
19					
合 計					